

令和元年第3回
城里町議会定例会会議録 第2号

令和元年9月10日 午前10時00分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉渕秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
副町長	仲田不二雄
教育長	高岡秀夫
まちづくり戦略課長	大曾根直美
総務課長	鯉渕和己
町民課長	雨宮忠芳
財務課長	山崎秀樹
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長	阿久津忠昭
長寿応援課長	井上優
福祉こども課長	増井栄一
農業政策課長	山口成治
都市建設課長	園部繁
下水道課長	皆川尊志
会計管理者（会計課長）	小林正雄
水道課長	高瀬浩文
農業委員会事務局長	片岡宗徳

教育委員会事務局 長

小 林 克 成

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長
書 記
書 記

阿久津 雅 志
藤 田 真 紀
高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和元年9月10日（火曜日）

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時00分開議

議員の出欠

○議長（小 坏 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名です。

開議の宣告

○議長（小 坏 孝君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。代表監査委員が欠席しております。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

傍聴人10名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小唄 孝君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

一般質問

○議長（小唄 孝君） それでは、日程第1、一般質問から入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問、答弁時間合わせて90分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡素をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問はしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、3番猿田正純君の発言を一問一答方式により許可いたします。

3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 3番猿田正純です。

通告に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

今回からは、90分であれば質問は何回でもオーケーということですので、大きな項目の次の①、②、③というような順番で一つ一つ質問をさせていただきます。

まだまだふなれですので、落ち度や手違い等がございましたら、その都度ご指摘をくださいますようよろしくお願い申し上げます。

それでは早速、1番目の質問に入らせていただきます。

高齢者対策の一つとして、免許証返納についてご質問をいたします。

まず、①の本町においての返納時の特典の総括ですが、今年の3月の定例会のときの桜井議員の質問のおさらいということになりますが、本町においての返納時の特典は何かあるのかをもう一度伺いをいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 3番猿田正純議員のご質問に回答させていただきます。

高齢者運転免許自主返納支援事業につきましては、65歳以上の高齢者が運転免許証を返納した場合に、交通補助として、茨交バスIC乗車券またはデマンドタクシー券1万2,000円分、あるいはその両方6,000円分を支援する制度となっております。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） ありがとうございます。

特典は返納時だけしかやらないというようなことですが、まず、②番の高齢者が返納したときの生活はどうなるだろうかと常々考えてくださっているだろうなどは私も思っておりますので、この件の質問をさせていただきます。

現在、各家庭ごとにさまざまな生活環境で生活しております。本町で高齢者の夫婦2人暮らし、また、相方を亡くしてひとり暮らしの方が非常に増えています。食料品アクセス問題は社会的課題であり、病院アクセス問題でも、高齢者になればなるほど大問題になっていきます。そのような方々が免許証を返納しなければならなくなったときの、その方の生活環境はどうなってしまうのかと思うかということ、執行部の見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

さらに傍聴人1名を許可いたしました。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に引き続き回答させていただきます。

高齢者の皆さん方が免許返納をした後、車社会でございますので、ご不便がないかというのは大変心を痛めるところでございます。

町の今の制度としましては、免許返納時に茨交バスIC乗車券またはデマンドタクシー乗車券を配布しておりますが、公共交通として病院に行く足として石塚赤塚線を新たに整備したり、あるいは、福祉有償輸送ということで、介護の認定を持っている方になりますが、格安で町外の病院等まで行ける福祉タクシーのようなものも運行を開始しております。そういったものを用意することで、高齢者の皆様方の足を手助けしたいというふうに考えております。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 何点かは今、町のほうでもやったださっているとお聞きしました。

ただ、今、私たちが城里町に暮らしていて免許証を返納したら、正直言って生活は困難です。年金暮らしでは老人ホームにも入れないし、交通の費用負担も時間も大変です。ですから、無理をしてでも運転をこれからもし続けなければならない。

このような状況の中で、つい先日、9月2日の月曜日なんですが、私の住んでいる上入野地区地内で、ごみを出しにきてUターンをして帰ろうと思ったおばあちゃんなんですが、ギアをバックに入れたつもりでアクセルを踏んだらば、そのまま前進をしまして、手すりを壊して2メートル下の田んぼの土手に落ちてしまいました。幸いにもけががなかったのですが、その事故のときの写真は何枚か携帯にとってありますので、もし見たいというのであれば、いつでもお見せいたしますが、そのときの方は、昨年ご主

人を亡くされてからずっとひとり暮らし。その場ではもう本当にショックの色が隠せないほど青ざめながら、もう運転はやめようかな、でも免許がなかったら1人で生活ができないと困惑をしておりました。この事故が、もしスーパーの駐車場や人のいるところで起こったと思うと、ぞっとするとおっしゃっておりました。

私自身も60代半ばで、4代のころから見ても運転がとにかく下手になってきているなど自分自身も思っております。特に車庫入れや縦列のときに、真っすぐ入らないのがもう今の現状です。でも、動けるうちは運転をしなければならないのが田舎の生活スタイルです。

③の返納をしたくてもできない人のために自動車の後づけ機具の設置費用の補助は考えられないのか、この件について町長にお伺いをいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き答弁をさせていただきます。

自動車の後づけ機具ということですが、どういうものか少し説明をしておきたいと思っております。ブレーキとアクセルの踏み間違い事故を防ぐために、急発進制御装置というものがありまして、そういったものを後からつけるということができるようになっております。

費用としましては、設置費用は約3万円から5万円できると。そして現在、補助制度といたしましては、茨城県交通安全協会において、9月1日から1件につき、1人につき1万円、県内居住の満70歳以上が所有する本人名義の車1台に適用ということで、急発進制御装置に関する補助制度がこの9月1日からスタートしたところでございます。

現在、町としての補助は行っておりません。今後の検討課題としたいと考えております。以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） ありがとうございます。

今後の検討課題ということですが、とにかく万が一、人を死なせてしまったようなことを、それを起こしてしまえば、もうそこで本当に人生は終わってしまいます。もうブレーキの踏み間違い防止装置で防げるのであれば、現時点では最良の方法であると思っております。どうぞよろしくお伺いをいたします。

ちなみに、境町の件ですが、ここではブレーキのほうだけではなく、ドライブレコーダーの購入費の補助も始まっています。境町では、町民を対象に、町内の購入で車両に装着した場合に限定をし、購入費用の半額、上限1万円として補助をする。また、ドライブレコーダーの有効画素数200万画素以上の装置として、事業用の車両は省く。手続は、領収書の原本と装置状況の写真を役場に持参をしております。また、今、町長が答弁をいただいたブレーキの踏み間違いのほうの補助のほうも、これは70歳以上の町民を対象に、ブレーキの踏み間違い防止装置の購入補助、これを同時に始めて、購入そして設置は町外

でもオーケー、費用は2分の1を補助、上限は3万円。町は9月の定例会に、ドライブレコーダーの導入補助金として500万円、踏み間違い防止装置整備補助金として300万円を盛り込んでおります。

最後に、このほかに、ドライブレコーダーとか事故防止のブレーキとかそういうこと以外に、高齢者に対して免許返納時の何か執行部のほうで考えていることがあればお聞きをしたいのですが、答弁よろしいでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

今、町としてのやっている施策のPRをさせていただきたいと思います。

一番PRしておきたいのは、福祉有償輸送制度をより多くの町民に活用していただきたいということでございます。昨年度、社会福祉協議会では新車を導入しまして、ご利用者の方から大変好評をいただいております。利用数も伸びているところです。よく町外の病院に行く足がなくて困るというようなお話を聞きますが、まさしくそういった問題を解決するために用意されているのがこの福祉有償輸送という制度でして、タクシーよりも幾ら比較して格段に安い料金で、車椅子でも乗れますし、自宅から病院まで行くことができます。唯一の制限として、介護認定を持っている方ということになるわけですが、逆に介護認定を持っていないということは、きちんと自分の足で歩けると、要支援でも福祉有償輸送は受けられますので、ある程度足が悪くなってきた方には、皆さんこの福祉有償輸送制度が使えるはずでございますので、ぜひこちらのほうの活用を町としてはまずPRしておきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） ありがとうございます。

子供支援のほうも本当に非常にこれはよいことで、たくさんやらなければならないこともあります。高齢者対策ということも本当にこれからのご支援をよろしく願いをしたいと思ひまして、2番目の質問に入らせていただきます。

2番目の質問は農業生産者対策ということで、大きな項目で入っております。

これからの農産物販売支援対策はどのように考えられているのか、これをお伺いいたします。まず先に質問をいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

次は農業生産対策ということで大きな質問をいただきました。これからの販売支援策と

いうことで、まず町の状況を説明させていただきたいというふうに思います。

まず、基本的な農業センサス統計から町の農業の概要を申し上げますと、城里町の総耕地面積は2,540ヘクタール、うち田1,240ヘクタール、畑1,330ヘクタール、総農家数2,088戸となっております。農業産出額合計が38億1,000万、米が11億5,000万、野菜が10億6,000万、畜産が実は一番大きな金額でして12億6,000万というふうになっております。この3品目で本町の農業産出額の91%を超えております。

本町の基幹作物である米につきましては、832ヘクタール、4,230トンの作付があります。算出総額の30.1%を占めております。米の分野では、七会地区において、ななかいの里コシヒカリ研究部会の方が22名で特別栽培米の取り組みをされております。静岡県で開催される米のコンテストに毎回上位に入賞し、平成23年にはコンテスト最高位である最優秀賞を受賞するなど、すばらしい実績を積み上げていらっしゃいます。

町としましても、城里町の米が全国に通じる良質米の産地となり、知名度が向上し、農家の生産意欲の向上、消費拡大につながるものと考えております。このような生産者を支援するため、町としても令和元年度におきまして、米コンテスト参加のためのバス借り上げ代を計上し、予算の承認をいただいているところであります。

畜産の分野におきましては、養豚では平成28年から平成29年度にかけ畜産環境改善のため、国庫補助により2経営体に畜産クラスター事業を導入し、畜舎整備、堆肥発酵施設整備を行っております。キングポーク等、茨城を代表する良質肉の生産販売のための支援を行っております。

城里町ブランド推奨品である古内茶につきましても、従来の緑茶販売に加え、生産者独自の取り組みとして、紅茶の生産等、新たな取り組みを行い、販路を見出す努力もされております。今後、紅茶の販売につきまして、茨城県の銀座のIBARAKI senseで販売促進のイベントなども行う予定となっております。

町としましても、古内茶生産組合が行うティーパックの商品開発に係るマッチングなどの支援も行っているところでございます。

このような施策により、農業生産及び販売の支援を現在行っているところでございます。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） ありがとうございます。

今、養豚の話も出ましたけれども、養豚も何かきのうテレビを見ていましたらば、群馬県まで豚コレラが何か今近づいてきているというか発生しているというような話もありますので、ぜひ県内、それから城里町のほうも、豚コレラというものに早く対処できるような態勢をとっていただきたいと思います。

それから、一般の作物のほうのお話ですが、10月1日から消費税が10%になります。食材は軽減税率として据え置かれておりますけれども、水道水、生活用水は10%、ミネラル

ウォーターを買うと8%というような、余りわけのわからない税率も非常に多いのですが、今まで増税で大体、今までの消費税で1世帯の年平均の消費税額が大体19万5,000円、今回のアップで3万から5万円の増税といえますか、生活に負担がかかるというような試算が出ております。実質賃金がアップするわけでもなく負担増になるというのが今回の増税の段階だと思います。

今までの増税時も、しばらくの間は需要が落ち込みました。農業従事者のために、販路確保のためにも、旧常北地区に直売所というようなお考えをできるのか、できないのか、町長にお伺いをいたします。

旧桂村には道の駅「かつら」が、旧七会地区には「山桜」がありますが、私の家、上入野のほうから行きますと、どちらも大体早くて15分から20分ぐらいはかかるところに、生産者の皆さんが毎日納品、そして夕方返品と繰り返して通っておられます。また、石塚や那珂西、小松地区の住民といえますか一般の生活者の人たちは、渡里のJAさんに買いに行く人も非常に多いということをお聞きしました。地産地消のためにも、生産者の方の所得倍増のためにも、ぜひお願いをしたいということをお願いしたいのですが、町長のご見解をお伺いをいたします。

○議長（小塰 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 常北地区に農産物直売所をというようなご質問でございました。常北地区の直売所に関するご質問ですが、ご承知のとおり、町には現在2カ所の農産物販売施設がございまして、桂地区の国道123号線沿いにあります県内認定第1号の道の駅である道の駅「かつら」及び七会地区の県道51号水戸茂木線沿いにあります物産センター「山桜」がございまして、両施設とも新鮮な農産物を提供し、リピーターが増加し、販売が向上しております。農家の所得向上と生産意欲の向上、地域のコミュニケーションの向上に大きく貢献をしております。

栽培した農産物を自分で価格設定し、よい品を適正な価格で販売することは、再生産できる農業経営が可能となり、生産農家の自己責任の認識と生産意欲を向上させるものでもあります。施設規模は違いますが、健康増進施設「ホロルの湯」に農産物直売がございまして、新鮮な農産物は来場者からも好評で、消費者の農産物直売の関心が高いことがうかがえます。

町のにぎわいは、人・物の交流を活発にすることにより生まれると考えております。町としましても、農産物直売は戦略的に有効な手段と考えておりますので、立地組織、生産組織、運営主体、経営面等を十分に検討し、直売所の設置につきましては、地域の実情を精査し、慎重に検討してまいりたいと考えます。

○議長（小塰 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 今回の提案を慎重に精査をしてくださるということですが、とにかく今、城里町の中で、先ほど古内茶とかそういうお茶とかの特産品の名前が出ましたが、町の特産品を何をつくるために、生産者組合で細かい基準を設けて、城里ブランドで付加価値のある商品として出せるものをつくれぬのかということについていつも考えております。

例えば、ルビーロマンという言葉、商品を知ったことがありますか。このルビーロマンというのは、石川県農林総合研究センター砂丘地農業試験場が14年の歳月を費やして育成した新しいブドウの品種です。おいしさはもちろん、巨峰の約2倍の粒の大きさと、まさに夢のブドウということです。このブドウ1粒が、1粒の1パックですが、販売価格1,080円、1房は大体約2万円ぐらいになるというお話で、生産者の方にとってもすごく魅力のある商品になっていると思います。

また、近隣では笠間のクリも非常に有名になりました。そのクリを使用して、山崎パンが今度ランチパック、このランチパックには「笠間市産和栗入りクリーム&ホイップ」というパンをつくって、これをつくってございまして、山崎製パンは古河の工場を生産をして10月31日まで販売予定です。笠間の和栗、生産量ともに全国1位で、22.7%のシェアを持っています。

町の特産品、城里町の特産品は何かということについて、また、近隣市町村とそういう商品を連携をとってつくってもいいんじゃないかと思っております。そして、生産者の方々の増収、増益を求めます。また、県、JAさん、そして町と連携を取り合いながら、先ほど言いましたようなブランド品が城里の町から誕生することを期待いたしまして、3番目の質問に入らせていただきます。

小松地区の40ヘクタールの町有地のことについてですが、昨年の12月の定例会で三村議員が質問をいたしました。そのおさらいと、その先への質問とさせていただきます。

まず、前回、三村議員が事業経過の経緯を時系列に話をしてくださいました。そして、事業費の明細も添付をしてくださいました。平成8年に構想をスタートし、平成11年に用地買収から始まり、平成14年、オオタカの営巣の確認による変更や、平成20年に事業の中止を表明。その後、太陽光発電等の話があったが、平成26年、現上遠野町長が中止を決定し、今日までそのままの状態です。でも、その間に約9億5,000万もの費用が投じられて、利息だけでも総額4,400万円を超える支払いがされているというのが、前回のおさらいでした。

この質問に関しましては、①と②、現在の跡地利用計画はということと、工業団地の造成を検討する選択肢はあるのかということについて、2つ一緒にお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（小塚 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、引き続き回答させていただきます。

まず最初に、農業生産対策で町の農産物の特産品はというような最後質問もあったかと思えます。

町としていろんな農産物がありますが、農産物というのは、その土地に合うかどうか、その土地の気候、地形、歴史などによって、どういった特産物ができるかというのが、ある程度長い歴史の中で培われていくものだというふうに思います。

城里町の1つの例としましては、ブランド、県内でも三大茶として古内茶がございしますが、現在、古内地区では、新たな紅茶づくりの取り組みが今始まっているところであります。今までは一番茶しか商品化しなかったんですが、二番茶については実は紅茶に向いているということが最近わかってきまして、一番茶を緑茶で、二番茶を紅茶で、和紅茶として売り出そうということで現在取り組みが始まっております。同じ耕地面積であっても、今まで捨てていた二番茶をすべて商品化できると、売り上げが単純に同じ値段であれば所得が2倍になるという可能性があるということで、昨年からは紅茶の試験的な販売は始まりましたが、早期に完売できたということで、今年は紅茶の生産量をさらに増やして、城里町の新しい名物として、セイロンティーではなくて古内の紅茶と、城里の紅茶というのを売り出していこうというふうに行っているところでございます。I B A R A K I s e n s e 等でも、今後、秋からPRをしていこうとしているところでございます。

引き続きまして、公園墓地整備計画に関するご質問がございました。平成14年当時、オオタカの営巣が確認されたことにより、当初、開発規模を5.5ヘクタールまで縮小することが検討され、その結果、事業採算性が確保できないとの判断により事業を休止した経緯がございました。その後、平成20年には財政逼迫を理由に事業中止となりました。

なお、平成25年から平成26年度にかけましては、メガソーラー発電所の建設計画が提出され、関係機関との協議を行いました。が、広大な森林伐採を伴う開発によって、台風などの大雨の際、自然災害等の出水の被害が懸念されたため、事業者には反対の意向を伝え、事業としては中止されたということでございます。

その後、茨城県工業団地立地推進協議会に城里町として新規加入し、県立地推進東京本部を通じ企業への当該土地のPR、情報提供を行っているところです。

今後といたしましては、三村議員からもご指摘を受けたところでございますので、PRの準備を進めておりまして、10月1日より当該地に関する情報をホームページ等を通じて公開し、これまでの実績である測量等の情報等も閲覧できるようにし、引き続き当該土地に関して関心を持ちました企業等に対しPRを行い、企業誘致を進めてまいります。

○議長（小坪 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） ありがとうございます。

まず、とにかく町有地というか40ヘクタールの町有地、そこにはもう本当に10億円近い税金が40ヘクタールの中に眠っています。一般の企業であつたら、もう本当に倒産も、あり得ない金額です。今の城里町の財政状況の中で、私の今ちょっとお話しするデータは平成17年度のものなんですけれども、今年発売された東洋経済新報社の2019都市データパックより抜粋させていただいた数字、指標をお話しします。

城里町の地方税収額、これは平成17年度ですが、約20億5,000万円。この金額は、926町村中240位。経常収支比率は86.9%、926町村中547位。自主財源比率は35.1%、926町村中408位ということで、これを見ますと、とにかく地方税の中の町民税を上げなければならないのかなど。それには法人税の増収や、あとは固定資産税の増収、あとは人口の増ということでも対策を講じなければならないと思います。今の現状ですと、本当に補助金頼みの財政になってしまうかもしれません。

ちなみにの話ですが、自主財源比率の近隣ですと、城里町は35.1%ですが、茨城町は41.9%、271位ぐらいです。東海村はもう断トツで74.1%ぐらいまで上って、これは町村中21位。ちなみに、お隣の水戸市が46.1%、これは区と市を合わせた中でも345位の順位で、ただ、パーセンテージ的には非常に高い数字を維持していると思います。

なぜ企業誘致が今なのかということ、ちょっと説明と申しますかさせていただきたいんですが、箱物や工業団地造成の時代は終わったというのは、今の時代は若干違うと思っております。1990年代以降の日本企業による海外生産に一段と拍車がかかりました。市場のグローバル化と円高基調に対応し、地産地消を推進するとともに、人件費を削減することも大きな目的でした。しかし、2013年から円安の進行を受けて生産の国内回帰がキーワードとなりつつあり、2015年に入り、国内回帰という言葉を含む記事が急増しました。

海外立地と比較をして国内立地の選定のアンケートで、企業からの回答をまとめますと、海外では良質な労働力の確保が難しいという理由から、国内立地を決めた企業の割合が一番高く、次いで、内需向けの工場の場合は市場に近ければニーズに的確に対応しやすい利点もあり、また、円安のため逆輸入モデルが成り立たないことも要因となっております。以上が国内立地の選定理由となっておりますが、またこれから新たに海外進出ですと、新興国のカントリーリスクも指摘をする声も根強くあります。

茨城県の産業立地化、3の平成30年度通年の工場立地動向調査の結果ですが、工場立地面積147ヘクタール、これは全国1位。前年が87ヘクタールですので、前年比68.6%アップ。県外企業立地件数34件、前年は30件です。これも前年対比13.3%。工場立地件数、これが68件。これは全国第3位で、前年度が46件、前年対比で47.8%アップしております。

以上のような結果が出ていますが、圏央道の開通により、県南、県西地区が多かったことは確かです。しかし、お隣の笠間地区の茨城中央工業団地へは、大規模立地案件となった納豆の世界最大のメーカーさん、タカノフーズ関東さん、そして、衛生関連の株式会社サラヤさん、そして株式会社シンワ機械さんも含まれております。県と連携をとりながら

開発と企業誘致を目指していくことを望みます。企業誘致と口で言っても、工業団地等がなければ企業のほうからは話は来ないと思います。

もう一度お伺いいたします。工業団地の造成とかそういう考えはあるのかないのかを、ちょっともう一度お伺いしたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、多岐に質問がわたりましたので、丁寧に回答させていただきたいというふうに思います。

まず、さまざまな財政制度、財政の状況について議員からご指摘がございました。自主財源比率、あるいは自主財源比率の多さ、少なさなどについてもご指摘がございました。城里町に限らないことですが、日本には地方交付税制度というのがありまして、基準財政需要額とみずからの自主財源の差額について、地方交付税で措置されるというふうな制度になっておりますので、基本的な財政需要については、これは補助金、裁量的な補助金ではなくて、1つの制度に従ってきちんと総務省からの交付金で満たされる制度になっているので、それほど不安を感じる必要はないのかなというふうにも思います。

例えば、町のほうで1億円増収になると、基準財政需要額に対して1億円の自主的な財源が増えて増収されると、地方交付税が7,500万円削減されるような制度になっているというふうに認識しております。ですから、1億円税収が増えると2,500万円手もとに残るということで、もちろんこれは非常に重要なことですので、企業誘致は進めていかなければなりません、そういう制度があるんですよ、地方交付税制度という制度があつて、全ての自治体が基本的な行政ニーズを賄うことができるような財政措置が保障されているということを、まず大前提としてお話をしておきたいというふうに思っております。

ですので、東海村ですとか栃木県の芳賀町のように非常に税収が豊かになりますと、地方交付税自体がゼロ交付になってくると。城里町では地方交付税が三十数億円交付されているというふうに記憶しますが、自主財源が増えてくると、その三十何億円が減らされて、交付されなくなるというような制度に、制度上そういう制度設計に地方財政制度というのはなっているということを、ちょっと大前提として答弁をいたしておきたいと思います。

繰り返しになりますが、それでも自主財源が高いほうが財政は豊かになることは間違いありませんので、それは認識としては共有しつつあります。

さて、工業団地の造成を検討する余地はあるのかということですが、もし明確にここに工場をつくりたいというお話があれば、そういったことも検討の余地はあるかと思えます。ただ、進出企業がまだ定かでないのに、あらかじめ数億あるいは10億単位の投資をして先に造成するということにはリスクがあるので、進出企業が決まらないうちに造成工事を先にやってしまうというのはリスクがあるのではないかというふうに思います。

また、PRになってしまいますが、町では現在、大型の工場投資が続いております。ア

アイジー工業の北方高久地区の工場は、30億円を投資された工場が現在でき上がりつつあります。もう既に建物はでき上がって、中で今、試験などを行っている時期だと思いますが、水戸市内でもなかなかないような巨額な工場投資が今年城里町で行われまして、大きな税収と雇用をこれから生み出す原動力ができ上がったというふうに思っております。

また、続きまして、同じ高久北方地区ですが、隣のフォージテックカワベ社におきましても大型の増築が予定されておりまして、こちらも億単位の恐らく案件に、恐らくというか億単位の大きな投資案件になってくるかと思えます。

どちらも、カワベさんも100人を超える従業員を抱えておりまして、城里町最大の工業産出額を誇る大きな2社におきまして立て続けに投資が行われておりまして、城里町の工業算出の分野では現在、上昇基調にあるのかなというふうに見ております。常北地区でも昨年度、中川製作所が大幅な増築工事を行いましたので、城里町内の工場は概して積極的な投資姿勢が続いており、そういったことが、町全体の税収が微増になってきていますが、人口が減少する中で町の町税が落ちていないというのは、そういった好調な工業生産の状況にも一部よるところがあるのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（小坏 孝君） 3番猿田正純君。

さらに傍聴人1名を許可いたしました。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） ありがとうございます。

ただ、やはりアイジー工業さん、それから河辺鉄工さんもあくまで増設で、その増設が悪いとかそれは言いません。ただ、新規というものをつくるためにもということのお話になりますので、今とにかく円高基調に対応をし、地産地消を推進するとともに、人件費を削減することも大きな目的になってくる。

それでは、町内のほうの、先ほど町長のお話がありました自主財源比率とかの中で、財政力指数が全国1,718市町村の中で城里町は1,026位、926町村中356位の指数が0.37になります。ちなみに、茨城町は0.57、926町村中187位になります。何かしらの対策を講じなければ、アップは見込めないのではないかと思っております。

例えば今、刑務所の誘致などと言うと皆様から反対を受けるかもしれませんけれども、刑務所の誘致も今申請をしても、もう五十何市町村からそういう申請がされておりまして、もう本当に順番待ちという、どこもとにかく自分の住む町のために四苦八苦をしているのが今の政治と申しますか政策だと思っております。城里町のために今何をしなければならぬのか、ちょっと最後に町長のお考えをもう一度お聞かせをいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。続けて回答させていただきます。

工場誘致は、ご質問あった公園墓地の跡地ですね、大きな工場をつくりたいとかそういう話があれば、ぜひアクセス道路の整備などそういったところで町としても協力したいという思いはございます。一方で、まだ誰が進出するかもわからない段階で巨額の投資を行って造成等を行うというのは、ちょっとリスクがあるんじゃないかなというふうに思います。

税金の確保という観点、あるいは町の活性化という観点で、1つの課題としては、町内のそういった事業所で働いている人が必ずしも町内に住んでいないということも大きな問題だというふうに思っております。100人を超えるような工場で、実際その工場で働いている人がどれぐらい城里町内に住んでいるのかというと、聞くと3分の1とか4分の1ぐらいが町内に居住していて、あとは外から、近隣の水戸市や笠間市などから通っていたりするような現状もあるかと思えます。

一方で、子育て支援等、今、力を入れておりますが、あるいは公営住宅の入居条件の緩和なども繰り返し行っておりますが、そういった影響で、町内の事業所に勤めていて町外から通っていた人が、新たに城里町内の公営住宅に入りたいとか、あるいは城里町内に引っ越してくるといったこともございます。そういった子育て支援というのは、単に今いる住民に福祉を与えているだけではなくて、そういった子育て世代が引っ越してくることで、新たな住民税の支払い手として税金を確保するという効果もあるかと思えます。住民税は所得の10%が支払われますので、400万円あれば、10%、40万円ぐらいの税を払うわけですが、それは例えば学校給食の無償化よりもはるかに大きな税の支払い手であるというふうに、所得によりますが、なり得るというふうに思います。

そういった意味で、子育て支援というのは福祉だけではなくて、税の担い手を町に呼び込むという効果もあるのではないかとこのように思いますので、企業誘致とともに力を今後も入れていきたいというふうに考えております。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） ありがとうございます。

先ほど南団地の新築ですか、こういうもの、やはり箱物があれば人は来るというのが私の持論なんです。ですから、やはり工業団地も、先方企業のほうにどうですかと待ち受けていても、なかなか向こうから来てくれるところは少ない。もうないところには本当に来ないんじゃないかというふうに私は思っています。

最後に、町長も懐かしいかと思うんですが、町長のマニフェストの中に「活力ある産業を取り戻す」ということで大きく書いてあるんですけども、このような活力のある産業を取り戻す、その今のこの気持ちというか、この5年前に立ち戻って、もう一度、町長の新たなお気持ちをちょっとお伺いをして質問を終わりにしたいと思うんですが、よろしくお願いをいたします。

○議長（小唄 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。
町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 活力ある産業の育成に向けて、当時の決意そのままに今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 本当に、前にも町の入札制度とかでも地元の業者が最優先とか、こういう地元のお金は地元で使い、町内の企業の底上げと町内の雇用の促進、本当にもうこれに向かっていっていただければ一番ありがたいと思います。

以上で私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 以上で3番猿田正純君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、7番三村孝信君の発言を一問一答方式により許可いたします。

7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） それでは、通告による一般質問を始めさせていただきます。

通告1、病院の誘致についてであります。

町長は、昨年6月の私の一般質問に対して、水戸地区医療圏はベッド数の関係から、本町においては総合病院の誘致は困難であると。そこで、幾つかの診療所を集めるクリニックモールを考えているという答弁をしています。また、選挙公約の中でも一番最初に町内への病院の誘致を掲げていました。

当選から1年が過ぎるわけではありますが、この間の病院誘致についての町長の取り組みをご説明お願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、7番三村孝信議員の質問に回答をさせていただきます。

病院の誘致というのは非常に重要な問題だというふうに考えております。安心して城里町の住民が暮らしていくために、ここで医療を受けられ、入院ができる体制を整えるというのは、非常に重要なことだというふうに考えております。

着任後1年が過ぎましたが、まず今、取り組んでいることとしましては、まずベッドを確保しないと新しい病院が建つことができないということで、城里町内に新しい病院をつくるためにベッドをどうやって確保するかと、そういった制度的な検討を今進めているところでございまして、一つ一つ着実に、なかなか表には出ていないところもありますが、

そういった検討は進んでいるというところでございます。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ふだんはくどいほど説明するのに、今回はやたらと短い。1年過ぎているんだけど、もう少し具体的に、今、町長が話したのはベッド数の確保に取り組むということだけであって、これは葛飾区の例をちょっと言いますと、葛飾区が病院を小学校跡地につくろうとして調査分析を始めるのが平成24年なんですよ。その後、公募をかけるのが1年後、25年6月。それから選定をして事業者の提案を受け、そして平成25年10月に覚書を交わし、そして何と病院を開院するまでには平成29年5月、つまり5年間ぐらいの年月が必要だということなんですよ。

そうすると、町長はもう既に1年当選から過ぎていて、非常に大事だと考えている割にはこの審議会等もまだつくっていないだろうし、どうもはたから見ると進んでいるように見えないんですが、その辺、再度答弁をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 進んでいるように見えないということで、大変申しわけなく思っておりますが、病院の新たな設置に向けて情報収集あるいは意見交換などを続けておりまして、ある程度、議会の皆さん方に審議いただけるような状態にいち早く持っていけるように努力しておるところでございます。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 町長ね、ベッド数確保に取り組んでいるんだと、1年間やってきたと言うんだけど、これを、じゃ、どういう方面にどのように働きかけたのか、それをちょっと具体的に示してほしい。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 申しわけございませんが、現時点で固有の名詞を挙げてお話しできることがございませんので、申しわけございません。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） いや、具体的に、だって、県それから医療機関、具体的に名前を挙げなくても、どういったところと折衝しているかぐらいは報告できるんじゃないかな。

それと、実際に町長、これ町民から、どのような病院が必要で、どういったことに困っているかとかいう声を、アンケートや何かで聞いていますか。それをお尋ねします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ぜひそういったアンケート調査等も今後行ってまいりたいというふうに思います。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） それは、やっていないということですよ。やっていないと、それは正直にやっていませんと言えればいいんだよ。

問題なのは、これ2025年問題というのがあるんですよ。ちょうど団塊の世代が75歳、つまり後期高齢者になると。このときに、医療施設や介護施設等が一番ピークを迎えると。介護施設においては、その後10年間ぐらいはピークの状態が続くわけですが、こういったことを考えて、いち早く動くべきであるというふうに私は考えているんですよ。意見調査もしていないし、ベッド確保に取り組むのもどこでやったかわからないけれども、それも言えないというんだから、町長の個人的な意見を聞くしかないけれども、町長はどういった病院を誘致したいと考えているのか、これを答えてもらいたい。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 城里町に必要なものは、あるいは実現可能なものは、例えば救急医療を行うような病院ではなくて、むしろ普通に骨折して入院するとか、あるいは高度医療を受けた水戸市内の中核病院で高度な医療や手術を受けた後、その後そういった病院では診療報酬が下がりますので、その後転院して手術後何週間かを過ごして自宅に戻るか、あるいは残念ながら最期みとりに入るか、そういった高度医療というよりも地域に密着して簡単な入院あるいは最期のときを迎える、そういった地域に根差したような病院が必要だというふうに考えておりました、今後アンケート調査等も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 必要な医療機関に関しては認識をされているというふうに思います。

これ私の父の場合ですが、第一次医療の病院から2週間ぐらいで、私が延命はしないということを希望したので、2週間ぐらいで退院ということになったんです。しかし、これ退院しても行く病院がないんですよ。介護施設のほうで受け入れてくれたので、そこへ連れていったんですが、一次医療の病院の役目としては、救急の治療や根本的な治療をして、その後できるだけ早く速やかに二次医療、地域の医療へ受け渡すということですから、やむを得ないんでしょうが、みとりですよ、をするような病院、それから、もう一つは、がんや終末期の痛みに対して手当てのできるようなペインクリニックと、そういったもの

を切に私個人としては要望したいです。

これは恐らく今後、2025年問題もあります、多くの町民が抱える問題になると思います。そういったことを町長は既に認識して、もう施策の中に生かして、もう行動を起こしているというふうに考えていたんですが、今回、一般質問をして、公約の1番目ではあるけれども、まだ具体的には行動を起こしていないというように捉えられても仕方ないんじゃないかと思いますよ。

ぜひ町長の考えている、例えばクリニックがなぜ今、黒字で経営できているかというのは、町長、わかりますか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） クリニックが黒字の理由ということですが、いろいろな病院の診療報酬の体系がありますが、それぞれの病院に適した入院の日数や処置を行うことで、規模にかかわらず黒字化することができる病院経営者もいらっしゃるということだと思います。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） これ、なぜこの質問をしたかということ、クリニックモールを考えると、19床未満のクリニックモールと言うんだけれども、クリニックが黒字経営できるのは病床を持たないからです。高度な検査機器も持たなくて済むんですよ。疑わしいものは一次医療機関へ紹介をします。そういったことがクリニックの経営で、クリニックが増えている、そして黒字経営をしているということです。

そういう中で、クリニックモールを考えるけれども、じゃ、実際にそういった形で応募してくる、町のプロポーザル、公募に対して応募してくるような診療所があるのかという、こういう不安もあるんですよ。

ですから、町長、ここは要望ですから聞いてください。ぜひ公募するまでで終わらないで、その先、実際にやってみようというような医療機関が出てくるような計画を、それと誘致に対するさまざまな優遇措置を講じてもらいたいなということで要望して、1番目の質問を終わりにします。

続いて、那珂川大橋のかけかえについて質問をいたします。

この那珂川大橋は、完成したのが昭和24年12月だそうです。昭和20年8月が終戦ですから、終戦後4年であの立派な橋を完成させているということです。ということは、財政も非常に厳しかった中で、茨城県としては123号線を幹線道路と考え、早急に対応した結果ではないかというふうに考えております。この後、昭和61年8月には、那珂川の大洪水によって千代橋が壊れます。しかし、この那珂川大橋はびくともしなかったということでもあります。

さて、そういった橋の歴史があるわけですが、いよいよかけかえという計画が実際に動き出してきたわけであります。その大きな要因としては、幅員が5.5メートルしかないということで、大型車が橋上ですれ違うのが困難であるということが考えられると思います。また、70年が経過しているという老朽化ということも考えられます。

そこで町長にお尋ねいたします。この那珂川大橋のかけかえの時期やルートについて、町長就任してからですね、県からどのような説明を受け、またどのような提案をされているのかご説明をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、引き続きご質問に回答をさせていただきます。

那珂川大橋のかけかえについては、平成30年3月に城里町と大宮市において、かけかえの早期完成を求める署名活動が実施され、これをもとに平成30年6月に茨城県知事に要望書を提出いたしました。そして、平成30年9月の茨城県定例議会において、那珂川大橋かけかえに係る調査検討業務の補正予算が可決され、その後、県において航空写真図化や道路概略、橋梁予備設計が発注されました。

このルート検討作業の中では、茨城県からの協議依頼により、平成31年3月から関係各課でのコントロールポイントの抽出と整理を開始しました。コントロールポイントというのは、そこに橋がかかるとさまざまな影響が出るので、こういうところは注意してくださいと、そういった場所をコントロールポイントと呼びまして、その抽出と整理を開始しました。そして、関係各課からコントロールポイントが県に示されまして、それを取りまとめて町としてコントロールポイントを示しまして、その後、8月末に幾つかのルート案が示され、各ルート案のメリット、デメリットを考慮した結果、茨城県としては、道の駅「かつら」にかかるルートが最適案であるとの説明を受けました。

なお、現時点では概略的な検討段階であることから、かけかえの時期を明確に示すことはまだできないというふうな説明でございましたが、こういった提案を受けまして城里町としましては、最適な提案については了解をせざるを得ないというふうに考えておるところでございます。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ご説明ありがとうございました。

そうすると、今の町長の説明では、平成31年3月にルート案が示されて、その中から最適なのは道の駅「かつら」にかかるルートであると。このルートを選択するというところで間違いはないでしょうか。確認します。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に引き続き回答させていただきます。

ちょっと今、訂正をさせていただきますが、31年3月にはルート案は示されていないです。31年3月は、関係各課、城里町の関係各課でコントロールポイントの抽出と整理を行ったと。要は、ここには水道の施設があるから、ここに橋がかかっちゃうと水道の施設を移設しないといけないですよねとか、ここには道の駅「かつら」がありますので、道の駅「かつら」を引っかける場合は移転、新築が必要ですよねとか、そういった、ここに引っかけるとこういっただけをしなければいけませんよと、そういったポイントを抽出したのが31年3月で、複数のルート案が示されたのは8月になって初めて、複数のルート案と最適なルート案が同時に示されまして、道の駅「かつら」を引っかけない、とは違うところに橋をかけようとする、県としては総事業費が巨大になるとか、あるいは、別のルートにすると国の補助を受けるための条件を満たさないとか、あるいは、大宮側の引っかかる家屋が増えるとか、さまざまなルート案に一長一短あって、実現可能性を考えたときに、県として最適なのはこれだというのが示されまして、それについては、私も町道建設をするときなどにさまざまな条件を住民から聞いて、最後、最適はこれだというふうを示した後は、ひたすら住民の皆さんに頭を下げて、これで最適案だから用地を売ってくださいと言ってお願いしている立場でありますから、逆に国道の建設に関しまして委託を受けた県から最適のルート案がこれだというふうを示されたことに対して、あれはだめ、これはだめと言うのではなくて、しっかりと受けとめた上で協力していくと。

県としましても、道の駅「かつら」を立派に建てかえていくのについて、補助金などの面で全面的に協力しますと、こういう補助メニューがありますと、そういった説明も受けたところがございますので、県と一体になって、橋のかけかえと道の駅「かつら」の建てかえを同時に進めていきたいというふうを考えております。

○議長（小坪 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） これでルートがはっきりしたということであります。

そして、道の駅「かつら」にかかるということで、道の駅「かつら」に関係する出資者もいるでしょうし、会員もいるでしょう。そういった方に理解を得ていただくという作業もあると思います。

1つ気になったのは、県としては道の駅「かつら」について十分な補償というかをするということなんだろうが、この交渉は県の言いなりになっているのでは困るんですよ。

大体、合併特例債を使って123号線の石塚から坪へおりにいくバイパス、これ特例債を使ってやってくださいと、県は。合併時ですよ、今から15年ぐらい前よ。そのときに、いかがなものかなと思ったけれども、この際だから、じゃ、やろうかということを受けて、それをやりました。最初、合併した4年間、何の工事の音も響きませんでしたよ。そのときに当時の金長町長が、重機ぐらい動いてほしいよねというのを一言言いましたよ。つま

り、県は最初はそう言いますよ。ところが、強く要望したり交渉をやらないと、なかなか出すものも出さない、工期はおくれる、そういうことですよ。

だから、県に対して強く要望をする。いいですか、代替地だってそうですよ。それから、今つくったばかりのあなたが大変苦勞したトイレだってそうですよね。あれだってどうなるんだか、もう壊しちゃうのかもしれないけれども、そういったのをもう十分に補償をもらえるように交渉をして、県から移転費用をもらうのが町長の腕の見せどころというふうに感じていますよ。

ですから、この問題に関してはポイントがもうはっきりしましたので、あとは執行部に、我々も応援しますので、県の土木事務所ですか、それから常陸大宮市、そういった機関と十分に連携をとって、早期のかけかえが実現するように頑張っていたいただきたいというふうに思っています。

町長、最後にその決意のほどをお聞きして、質問を閉じたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。引き続き回答をさせていただきます。

道の駅「かつら」の移転につきましては、臨時で取締役会も招集し、取締役は株主も兼ねている方が、全員兼ねておりますが、相談をいたしました。茨城県第1号の道の駅として桂村時代に建てた地域の誇りである施設であります。

しかし、でき上がってから30年近くもうたってきまして、近隣にできた新しい道の駅に比べると、やはり規模や設備などにおいて大きくおくれをとってしまっている面もあるかと思えます。そろそろ、いずれにせよ大規模な改修なり改築なりをしなければいけない時期に差しかかってきたところで、県が全面的に協力するから頼むということで橋のプロジェクトが出てきたというのは、むしろ好機ではないかと。単独で勝手に建てかえをやるのではなくて、県の橋梁事業にあわせて建てかえをやることで、いいものをつくる、夢のある新しい道の駅をつくる、道の駅「かつら」をつくるチャンスではないかというふうに考えて、この事業をやっていこうというふうに思っております。

ただ、一朝一夕でできるものではありません。早くても5年はかかると思えます。本当に5年でできるかどうかはわかりません。橋梁のほうは、やはり用地交渉がありますので、先ほど答弁で時期は明示できないというふうに申しましたが、城里町側の用地交渉だけではなくて大宮側の用地交渉もありますので、全ての地権者が気持ちよく土地を提供して、初めてプロジェクトは進み始めるものがございますから、完成時期は現在明言できませんが、しかし、一度事業計画が動き始めたら、ゴールへ向かってみんな走っていくものがございますから、町としても県と連携して、そして強く県に要望しながら、すばらしい橋と夢のある道の駅を建てかえていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○7番（三村孝信君） ありがとうございます。

○議長（小唄 孝君） 以上で7番三村孝信君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、1番桜井和子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 1番桜井和子です。

通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、緊急通報装置についてお伺いをいたします。

65歳以上のひとり暮らしの高齢者が、緊急時に迅速な対応ができるような制度と聞いております。地域を歩いている中で、80歳を超えたひとり暮らしの方から、最近病気がちになり、何かあったらと心配で仕方がない。特に夜になると不安で眠れないときもある。ぜひ緊急通報装置をつけてほしいとの相談を受けました。4枚の書類を書きいただき提出いたしましたが、同居人がいるということで却下されてしまいました。よく話を聞いてみると、息子さんがいて転勤がある仕事のため、大学を卒業してから一緒に暮らしたことは一度もなかったそうです。息子さんは東海村に新居を構え暮らしておりましたが、今回は青森県に転勤となり、郵便物や住民税の関係もあり、城里町の実家に住所を移して赴任先に行ったとのことでした。ご主人が亡くなってからずっとひとり暮らしだっただけに、大変に残念がっておりました。

住所を異動せずに単身赴任のような形でなど、それぞれの理由があると思われませんが、実質ひとり暮らしであれば、この事業を利用できるよう緩和できないかお伺いいたします。

次に、ホールの湯プールの男子トイレの改善についてお伺いいたします。

ホールの湯のプールは、今では小学校の授業で使用しているほか、健康のためにプールで歩く方の姿も多く見られ、まさに健康増進施設そのものとなっております。しかし、男子トイレは和式のトイレ1つしかありません。高齢の方より、足が弱ってきたので歩いて鍛えようと思っていたところ、水の中で歩いたほうが膝にも優しく、ただ歩くより水中のほうが筋肉がつくと言われ、ホールのプールで歩くことにした。とても楽しく利用しているが、困ることが1つある。トイレが和式のために、膝が痛くて大変な思いをしている。何とか洋式のトイレに変えてもらえないかとの要望がありました。小学生の児童の皆さんも、今、大半の方は自宅のトイレが洋式になっていると思われることもありますので、和式のトイレに戸惑っている子もいるのではないかと考えています。

そこで、ホールの湯男子トイレを改善していただけないかお伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、1番桜井和子議員のご質問に回答させていただきます。

す。

高齢者対策についてということでご質問でした。1つが緊急通報装置の基準緩和、2つ目がホロルの湯の男性トイレの改修についてでございました。

まず、1番目の質問ですが、現在、緊急通報装置の実施要項の対象者は、65歳以上のひとり暮らしの方、65歳以上の世帯となっております。また一方、住民基本台帳法第21条では、転入転出の届け出は14日以内に届け出ることとなっております、現在の実施要項もこれを基本にしております。しかしながら、個別の事情により住民票を異動せずに転居している場合、対象とするか否か、今後検討させていただきたいと思います。実情を十分に考慮し、進めたいと思います。

次に、ホロルの湯プール男性用トイレの改修についてでございますが、ホロルの湯プールの男性用トイレであります。プールから行けるように床がタイルでできており、小便器3個のほか和式の便器が1個あります。洋式タイプの便器を使用する場合は、床がタイルでない洗面所側の障害者トイレを使用しております。

ご指摘があった男性用トイレは、小さなお子さん連れの方や高齢者からは、このトイレを洋式化してほしいという要望があると聞いております。和式の便器では用を足せないお子さんや高齢者のためにも、洋式化を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小唄 孝君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 答弁ありがとうございました。

1番の緊急通報装置についてですけれども、本当に高齢になると、高齢の皆さんは何かと不安を抱えております。まして、ひとり暮らしであれば、なおさらそうだと思います。その心に寄り添う制度に改善していただくようお願いいたします。

次に、ホロルの湯のトイレですが、困っている方もいるわけですし、トイレがきれいになるということは本当に気持ちのよいものです。ぜひ一日も早く取り組んでくださいますようお願いいたします。

続きまして、ピロリ菌検査について質問いたします。かつて先輩議員も質問いたしましたが、胃がん発症の原因の一つであるヘリコバクター・ピロリ菌検査を集団健診に導入できないかお伺いいたします。

体内にピロリ菌が発症する要因は、お箸やコップなどを介しての口からの感染や、幼少期の生水の摂取が大部分とされています。上下水道が十分に普及しなかった世代の人の感染率が高く、団塊の世代の感染率は約8割とも聞いております。胃がんの患者さんでピロリ菌の陰性の方は非常にまれで1%とも言われ、感染していると年間0.4%の確率で胃がんになると統計的に予測されています。みずから進んでピロリ菌検査に病院に足を運ぶ方もそれほど多くいるとは思いません。気軽に受けられる集団健診の血液検査で3ミリリットルだけ多く採血するだけでピロリ菌検査ができ、そこで見つけれられるのであれば予防に

もなるかと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 胃がんの予防対策としてのピロリ菌検査に関するご質問がございました。

ピロリ菌検査は、血液検査が普及しており、被曝がなく、検査後の不快感もないという特性があります。一方、リスクを判定する補助的な検査と位置づけられていると聞いております。がん検診そのものではないため、茨城県の胃がん検診実施指針から現在のところは外れているところです。

まずは茨城県の胃がん検診実施指針に基づいた胃がん検診の受診率向上を優先し、目指していきたいと考えております。

○議長（小唄 孝君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 答弁ありがとうございました。その件につきましては、よくわかりました。

その上で、私は、今までピロリ菌検査は幼少期の生水摂取が原因であるとずっと認識してまいりました。今回質問するに当たり調べてみたところ、口からの感染もあることがわかり、もう本当に驚きました。ピロリ菌を持っている、例えばピロリ菌を持っている親や祖父母、小さい子にかかわる方たちが使った箸で食べ物を子供の口に運ぶことも感染につながるということで、私の友人たちも口感染についてはほとんどの方が知らなかったことを考えると、小さな子供さんにかかわる方、また広く町民の皆様にも情報を発信する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に引き続き回答をさせていただきます。

そういったピロリ菌の感染経路など、正しい情報について周知することは重要だと考えておりますので、今後、機会を捉えて啓発をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小唄 孝君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） ありがとうございました。知っていれば予防することもできると思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、ヘルプマークについてお伺いいたします。

義足や人工関節を使用している方、難病患者、心臓などの内部障害のある方、また妊娠初期の女性などが周囲の方々からの支援を受けやすくする制度として、ヘルプマークとヘルプカードが6月から配布され、県内全市町村や町民センターで配布されていると聞いて

おります。このような制度があることを知っていれば、障害者の方々の外出や買い物がしやすくなると思われまし、また、健常者の方が困っている方の手助けができることで、公助、共助の精神を養っていけることと思います。

そこで、町の現状をお伺いいたします。ヘルプマーク、ヘルプカードを受けるにはどのような申請が必要なのでしょう。また、今までに何人の方に配布しているのかお伺いいたします。また、内部障害の方や広く多くの町民の皆さんに認知を高めるために、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ヘルプマークの現状と周知についてということでご質問をいただきました。

茨城県では今年の5月下旬から、義足や人工関節を使用している方、内部障害や眼病の方、また妊娠初期の方など、援助や配慮を必要とすることが外見からはわからない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助が得やすくなるよう、ヘルプマークを作成し、普及の取り組みを開始しました。今年度に限っては、県が一括作成して県内市町村に一定数を配布し、6月から市町村の福祉関連窓口において、必要とする方へのヘルプマーク、ヘルプカードの配布を開始しております。

現状についてであります、城里町には茨城県より90個配布を受けております。配布実績は8月末時点で2枚となっております。周知については、県ホームページや広報紙、町ではポスターやチラシのほか、福祉課窓口にて実物を掲示して啓発をしております。配布実績を踏まえ、今後も引き続き城里町広報紙などでヘルプカードの活用に関する周知を図ってまいります。

さらに、マークを提示した場合に必要とする援助がきちんと受けられることも重要ですので、ヘルプマークやヘルプカードの役割とともに、見かけた場合の対応につきましても啓発をしていきたいと考えております。

○議長（小坏 孝君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 答弁ありがとうございました。まだ始まったばかりの制度ですので、これからだとは思っておりますが、一人でも多くの方に知っていただけるような周知をよろしくお願いいたします。

最後に、体育館にエアコンの設置ができないかお尋ねいたします。

その前に、本年度、小・中学校の普通教室、また特別教室全てにエアコンを設置していただき、大変にありがとうございました。残暑が厳しい中でも、よりよい環境の中で授業を受けることができ、児童・生徒だけでなく保護者のお母さん方からも喜びの声が届いております。

そこで、よい環境を整えることは、体育館にとっても同じことが言えると思います。暑い中での運動は疲労が伴うだけでなく、体調管理の面から見ても心配です。実際、私も、国体のデモンストレーション競技のユニカールに出場するために、常北公民館の体育館2階で何回か練習をいたしました。とにかく暑くて暑くて水分をとりながらの練習でしたが、その中でも毎回ママさんバレーや卓球の練習をされている町民の姿を目にしました。汗をかきながら一生懸命練習に取り組む姿に、涼しい中でできたらと思ったほどです。

また、体育館は万が一のときの避難所にもなっているかと思います。災害はいつ起こるかわかりません。7月、8月の暑い時期に起こるかもしれないし、1月、2月の寒い時期に起こるかもしれません。災害が起こったときに最初に避難してこられるのは高齢の方やお子さんたちと考えると、体育館にエアコンの設置が必要ではないかと考えますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 体育館にエアコンを設置すべきという趣旨のご質問でございました。

ただいま桜井議員からお話がありました体育館のエアコンの前に、最初冒頭、小学校、中学校のエアコンに関する御礼をいただきましたので、エアコンの設置工事の進捗状況について、まずご報告をさせていただきたいと思います。

小・中学校のエアコンの工事につきましては、昨年うちに補正予算をお認めいただき、本年夏休み終了後の2学期9月2日から一部の学校で稼働しております。町内7校中4校で9月2日からエアコンが使えるようになっております。9月中下旬には残りの3校も完了が確定しておりますので、順次稼働が開始されます。これも早期に工事が発注できた結果でございます。議員各位には補正予算へのご理解、ご協力を賜り、感謝を申し上げます。

さて、体育館のエアコンの話に戻らせていただきます。

町内の学校以外の体育施設の体育館につきましては、常北公民館体育室、桂体育館、七会町民センター体育館の3カ所がございまして、ここ数年の異常気象の影響もありまして、梅雨明け前後から急に温度が上がるため、利用者が熱中症などで体調を崩すケースがあることは把握しており、その必要性についても感じているところでございます。

このようなことから、本来の体育施設としての目的のほかに、地域住民の避難所としての役割も果たすため、防災機能を一層強化することを課題とした上で、社会的要請、地域温暖化等の自然的要因も踏まえ、これに対応するため、熱中症対策としての空調システムの構築は有益であると思っています。

今後、機会を捉え、国・県の補助金等の要望を行うとともに、国の動向を注視しつつ、体育館等への空調システム、エアコン整備についての検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小唄 孝君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） 答弁ありがとうございました。極力実現できるよう、どうぞよろしく願いいたします。

一日も早く、よりよい環境の中で学校の行事や運動、また、町民の皆さんが快適にスポーツに励むことができることを願ひまして、質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 以上で1 番桜井和子君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1 時まで休憩いたします。

午後は4 番藤咲議員の一般質問から入ります。

午前1 1 時4 0 分休憩

午後 1 時0 0 分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告第4 号、4 番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

4 番藤咲芙美子君。

〔4 番藤咲芙美子君登壇〕

○4 番（藤咲芙美子君） 4 番、通告に従ひまして、藤咲芙美子、3 点を質問いたします。

まず初めに、高齢者難聴者への補聴器購入の補助をということで質問をいたします。

加齢に伴い高齢者が難聴になりコミュニケーションがとりにくく、外出を控える人が多くなっていると聞きます。70歳を超えると半数が聞こえにくさを感じるということです。聞こえにくさが苦になり、会話そのものを敬遠しがちになり、結局、高齢者のひきこもりになります。高齢者のひきこもりは認知症の誘因になることもあります。難聴対策に、補聴器の装着で日常生活に笑顔が戻ると言われています。しかし補聴器は高額であり、購入まで至らず、諦めてしまう方もいるということです。加齢性の難聴者の1 人でも多くの方が元気に過ごされることを願ひ、補聴器購入に補助を提案いたします。

高齢者の加齢による難聴はほとんどの場合、規定聴力に該当せず、法による補助の対象外となります。しかし、規定の聴力ということに枠をはめると、それは実際は医療の対象になってしまいます。高齢者の難聴の場合、その多くは医療対応以前の段階で、日常生活における会話で普通の声で話していても聞こえにくいというものです。その段階の難聴が少しずつ少しずつ進んでいくのです。そうやって難聴が進行していくわけですが、お年寄りの皆さんが生き生きと生活していくには、その初期の段階での対応が必要だと言えます。

加齢性難聴者の補聴器購入への補助を求める取り組みが全国に広がっており、補助を実施する自治体も出ています。加齢性難聴は日常生活を不便にし、生活の質を落とすだけでなく、鬱や認知症の原因にもなることが指摘されております。私は最近、町内の方から相

談を受けました。それによると、この方の身内で最近認知症ではないかととても心配しているようでした。外に出ることが少なくなり、家にこもりがちになり、体を動かすことも少なくなってきたと言います。よく聞いてみると、テレビの音が大きくなったり、何度も聞き返すことが多くなり、返事も曖昧になってきたというのです。高齢者の難聴は認知症の原因とも言われます。私は、医療者としての経験から、なるべく早い耳鼻科専門医を受診するように勧めました。

このように、周囲の方の気づきなどで耳鼻科専門の医師を受診し、その人の難聴程度に適合した補聴器を装着することでかなり聞こえが回復されることがわかってきました。実際補聴器を装着している人からお聞きしましたが、補聴器装着前は、電話が聞こえない、人の言っていることがわからないため、誤解を生じる。会合などを控えてしまっていたということでしたが、補聴器装着後は話が聞き取れるので、会合に行っても普通に会話ができるようになった、生活も活力も出てきたということでした。

しかし、補聴器を購入するとなれば、3万から、高いものでは50万円以上の商品もあり、かなり高額なため購入まで至らず、我慢しているという方も多いのではないのでしょうか。そのお年寄りにとって、日々がストレスの連続になってしまいます。

欧米では、補聴器購入に対し、難聴を医療のカテゴリーで捉え、補聴器購入に対する補助制度があります。イギリスでは48%、フランスでは41%、アメリカ30%の補助率です。日本では難聴を障害者のカテゴリーで捉えて助成対象を狭めているため、14%の補助にとどまっています。

私は、この町のお年寄りがいつまでも社会で活躍されることを願っています。そういうとき、補聴器は必需品です。当町でも補聴器購入補助を提案いたします。答弁をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 4番藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

現在、補聴器購入の補助に関しましては、基準に該当する障害者手帳の交付を受けている方に対して、補助を行っております。加齢に伴う身体機能の低下による生活面の障害は視覚、聴覚に限らず、運動機能や認知機能等、さまざまございます。聴覚障害と認知症発症及び補聴器の有用性、有効性について医療関係者や専門機関の助言を求め、対象を障害者として一義的に考えるか、また、若年者の難聴や視覚障害など障害に準ずるレベルまですそ野を広げるか、さらに、運動機能や認知機能の支援となる器機類も含めるかなど、採用に当たっては、公平・公正で丁寧な判断が必要になると思われまします。また、公的補助として健常者から理解を得られる内容であることも大切だと考えておりまして、今後の検討課題だと考えております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

公的補助も考えていくということなのですが、今現在、全国で65歳以上の補聴器購入に補助を出している自治体は、古河市、浦安市、船橋市、東京都葛飾区、中央区、墨田区など、現在、全国で20の自治体が実施しております。この中には、我が城里町の姉妹都市でもある江戸川区でも補聴器の補助を実施しています。助成額対象年齢とともに、所得制限のあるところや全く制限なしのところなど補助の内容はさまざまですが、助成金なしで現物支給の自治体もあれば、購入費用を補助している自治体もあります。当町でもぜひこの補聴器の補助に対して取り組んでいただきたいと思います。2回目の答弁をお願いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に再度回答させていただきます。

加齢による身体的変化はさまざまございまして、精神状態や社会生活機能と相互関係にあるというふうに言われております。障害者手帳の交付を受け必要と認められるもの、障害者6級、両耳70デシベル以上、片耳90～50デシベル以上で、補聴器購入対象とする制度も運用している現状でございます。特に、視覚、聴覚に対する諸症状は、加齢性難聴のほか、いわゆる耳鳴り、白内障、加齢黄斑変性等さまざまあり、他の障害者支援とのバランス等も考慮し、検討していく必要があると考えております。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

やはり加齢の要因になるというのは、非常に本当にこれは確実だと思います。私は、確かに白内障などもしっかりと補助、最初出るときには本当に大変だったんですね。ちょっと別問題かもしれませんが、私、眼科にいたときに、白内障の補助を出すときに、本当に10万かかっている、10万出すのに年金で大変出せないという高齢者がたくさんいました。でも、手術をするとすごくよく見えて、本当に目の前が明るくなったというような、そういうこともありました。ですので、次、次と、やっぱり人間ですから、その中に少しでも今の生活に活気が見られればいいんじゃないかなという、そういう思いを、そういう中で生活してほしいという、高齢者にもね、してほしいというような希望は非常にあるわけです。

補聴器購入したいと思っても、やっぱり30万から50万という本当に高額なために購入を断念している高齢者もいることでしょう。ご当人にぴったりした補聴器をつくるには医療機関と相談するなどそれなりの調整期間も必要で、たくさんの環境音や雑音になれるための補聴器リハビリを実施している医療機関もあります。適合した補聴器は、高齢者の

日々の暮らしを明るくします。補助の実施は、補聴器をつくって生き生きした老後を送ろうとした人への励まし、そして、何よりの後押しになります。加齢性難聴で困っている高齢者に補聴器購入補助を求めていきたいと思います。日常生活を不便にして生活の質を落とすだけでなく、鬱や認知症を招くようなことにさせてはならないのではないのでしょうか。難聴の高齢者の方には、補聴器を使用することで健康で元気に明るく生活ができるよう、高額で求められない高齢者に助成していただけるよう、強く要望を申し上げます。お願いいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 補聴器の必要性、補助をすべきというご意見を賜りました。今後の町行政の課題として、検討していきたいというふうに思います。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 検討していくということだけでは、言っていたら良かったんですけども、本当にこれは必要なものですので、江戸川区でも補聴器補助を出しているんですよ、町長。ぜひ取り上げて、ぜひ購入に補助を出していただければと思います。ひきこもりや認知症の人は1人でも少なくなることが町の願いでもあり、私たちの願いでもあると思います。誰もが長生きしてよかった、この町の町民でよかったと言える町をつくって、一緒にいきましょう。ぜひいい方向への検討をお願いしたいと思います。

そういうようなことで、ちょっと次の2つ目の質問に移らせてもらってよろしいでしょうか。

○議長（小坏 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 移動投票率の向上について質問をいたします。

移動投票所の有権者のもとへと、それから、投票所への送迎についてということなんですけれども、投票率向上については、19年3月議会に引き続いての質問です。7月の参議院選挙でも当町の投票率は46%にとどまっております、この対策はなお求められると思います。もちろん投票率の向上には、政党や広報車の資質や努力も必要かと思いますが、同時に行政の努力も必要なのではないかと思います。

例えば、高齢者や身体障害者が投票に行きたくても行けない状態を、状況を取り残していないか、もう一度目配りをすることが大切ではないのでしょうか。高齢者が投票所に行けないのには、さまざまな事情が介在します。運転免許証を持っていない、動くのが困難などといったことが想定できます。

県内でも高萩市や神栖市などでは移動投票所という方法を用い、出張投票所という形で地域内に車を走らせているところもあります。時間と場所を事前に告知して、一番投票し

やすいところに来てもらうというものです。島根県浜田市の経験見ますと、中山間地に移動期日前投票所を11カ所設けたところ、3日間で68名が投票できたということでした。実施に当たっては、段差解消のスロープを設けることや、投票の秘密保持に努めたということでした。また、期日前投票の期間、地域内に車を巡回させることや送迎バスを運行させる方法もあります。車椅子搭載可能の福祉車両を運行している自治体もあります。

このように、全国、県内のそれぞれの自治体は、投票率の向上のために独自の努力をされています。当町でも町民の声を聞きながらきめ細かい対策を講じられるようお願いをしたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に引き続き回答させていただきます。

投票率向上のための移動投票所や投票所への送迎についてということでご質問を承ったというふうに理解します。

移動投票所は、平成28年の選挙制度改正により選挙人の投票しやすい環境を整えることを目的とし、期日前投票について、投票時間の弾力的な設定が可能となったことにより可能となったもので、期日前投票所の巡回ということになります。

県内では、本年7月21日に行われた第25回参議院議員通常選挙において、高萩市、北茨城市、神栖市の3市で導入されました。導入した理由としては、山間部で投票所まで遠い地区があったり、過去に投票所があった地域を対象に実施したとのことでした。本町においても山間部で投票所までの距離がある地域も存在しますので、県内3市の事例、または、他県の事例等を参考にして、今後調査検討してまいりたいと考えております。

投票所への送迎についても説明をさせていただきます。

投票所への送迎につきましては、移動期日前投票所と同様に、平成28年の選挙制度改正により、選挙人の投票しやすい環境を整えるため選挙執行経費基準表が改正され、選挙人に対する投票所等までの交通手段の提供に係る経費、移動支援に要する経費の加算規定が設けられました。移動支援については、巡回、送迎バス等の運行、バス・タクシー等の無料乗車券の発行、その他交通手段の提供となります。

県内では、7月21日に行われた第25回参議院議員通常選挙において、大子町、美浦村の2町村で導入されました。本町における導入については、県内2町村の事例、または他県の事例等を参考に、今後調査検討してまいりたいと考えております。

最後に、まとめとなりますが、移動投票所の導入や投票所への送迎、移動支援については、選挙人の投票しやすい環境を整えるとの法改正の趣旨を踏まえ、投票環境における制約から有権者に有効な投票機会を提供できていない側面があるのであれば、公正確保に留意しつつ改善・解消し、有権者のさらなる投票機会の創出や、町民の利便性向上につながるよう努力していきたいと考えております。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

これから調査検討していくということなのですが、今まで、この町になってから何回の投票が行われたのでしょうか。投票率が低いというのはもう既にわかっていたことですよね。今初めて言われたわけではないと思うんです。そういうところからやっぱり町がいかにもその投票率を上げるためにどのようにしたら投票率を上げていくかと、近隣の市町村ではどのようにしているんだろうかと、そういうところに目をつけて、自分たちの町ではこんなことをしていこうかと、職員さんと一緒になって考えていくというのが町長の力量だと思うんですが、もし今何か考えていきたいということをおっしゃりましたけれども、考えていることがありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 再度質問に回答させていただきます。

投票率向上のために移動投票所、あるいは投票所への送迎等、茨城県の幾つかの自治体が導入を開始しているところでもありますので、そういった取り組みを今回の参議院選挙で行った自治体の声などもよく聞いてみまして、有効であれば城里町において導入することも検討していかなければならないというふうに考えております。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 本当にしっかりと調査しながらやっていってほしいんですけども、このままであれば本当に検討します、検討しています、検討しています、考えていますで終わってしまうんじゃないかなと。何せ高齢者はどんどん増えていく中で、投票に行くのは大変だと、歩くのが大変だと、町の中に行くたって大変だと、期日前投票があっても連れていってくれる人がいないんだと、そういう声が多くなってくるんじゃないでしょうか。そういうところをですね、住民の声を聞いて、住民がどういうところに困っているのか真剣に考えていくというのが非常に大きな問題になってくるんじゃないかと思っております。

建設にしても、何をやるにしても、今問題が起きていることに真摯に取り組めるというのは、住民の声をしっかりと聞いていくというのが一番大きな方策になるんだと思います。そのことに対して何ができるのか町でしっかりと検討しながら進めていくというのが、住民と一緒に向き合いながら頑張ってやっていこうという、そういう意気込みがあれば、住民にもう少し……これはいいです。喜ばれるんじゃないかと思っております。そういうようなことで、ぜひお願いしたいと思います。

それから、総務省の資料によりますと、平成28年度参議院通常選挙における投票率拡大

に向けて移動支援等の取り組みを実施した自治体は全国で211団体であり、平成25年の同選挙122団体に比べると、1.8倍に増加しています。要するに、何らかの手だてをすれば投票率向上が増すということではないかと思えます。ぜひ前向きな検討を期待していきますので、もう一度お答えをお願いできますか。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に再度回答させていただきます。

本当に趣旨としては同じになってしまうんですが、移動投票所、それから投票所への送迎につきまして、幾つかの自治体で実施が始まっているところがございますので、そういった先に導入した自治体の効果ですとか、声ですとか、そういったものをよく調査・吸収しまして、城里町でもやったほうがこれは効果があるというふうな判断が下されれば、やっていきたいなというふうには思っております。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。調査はやってくださいね。調査はやってください。調査しなければ、住民の声を聞かなければ前向きに進めないと思えますので、調査は必ずやってください。よろしく願いいたします。

3つ目にいきます。バス通学児童の補助を。

すべての児童に公平な通学補助をということで質問をいたします。

バス通学児童の全ての児童に公平な無料化を求め、質問をいたします。

本来の義務教育は無償で行われるもので、その一環として、当町の給食費負担も無償になったものと私は認識しています。学校給食も教育の一環だということからすれば、当然の措置だと思っております。

しかし一方で、ある地域においては無償のスクールバスが運行され、しかも子供の安全も保障されますが、同じ町内においてある地域における子供たちは、路線バスを使つての登下校を余儀なくされています。その際の路線バスのバス代は個人負担です。これは同じ町内にいて、同じ学年の子供として不公平では、不平等ではないかと思えます。この是正が求められると思えます。例えばバス代の補助を行うことも一つの方法かと思えますが、いかがでしょうか。お聞きいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

バス通学児童に対する補助をということ、趣旨の質問でございました。

現在、町内小学校5校の通学方法については、現状を把握しております。議員からご質

問のあった児童に通学補助をすることになれば、一方で、路線バスが運行していない地域で徒歩で通学している児童との公平性の確保ということで検討しなければいけない課題が出てまいります。公平に補助を行うためには現在の通学方法が大きく変わっていくということも考えられますので、慎重な議論が必要と考えますが、詳細は教育委員会より答弁をさせます。

○議長（小唄 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） ただいまの藤咲議員の質問、町長の答弁に補足説明をさせていただきます。

町内のバス通学の状況についてご説明いたします。

平成23年の小学校再編により閉校となった小学校区内の児童については、町で委託するスクールバスを運用し、無償で利用していただいておりますことは周知のことかと存じ上げます。現在、常北小3台、桂小3台、七会小で2台のスクールバスを運行しております。小学校再編前と同じ校舎を使うことになった旧青山小学校区、旧岩船小学校区については徒歩による通学となっておりますが、旧七会東小学校区につきましては、小学校再編前から小勝地区の児童のスクールバスの利用が認められていたという経緯もございまして、再編後も小勝地区の児童にはスクールバスを利用しておることです。旧塩子小学校区である塩子地区の児童は、再編前と同様に徒歩通学となっております。石塚小におきましては原則徒歩通学となっておりますが、小学校再編以前から宝幢院坂下の西田川バス停からの4名の児童については、自己負担による登下校時の路線バス利用が認められております。しかし、沢山小学校については、距離に関係なく全児童が徒歩通学となっております。

現在の通学状況を踏まえますと、路線バスが運行しているのが石塚小学校区と沢山小学校区のみでございますので、バス通学に対する補助はほかの小学校区の児童、路線バスが運行していない桂小学校区との不均衡感を生じるおそれがございます。平成23年の小学校再編後8年が経過した中で今の通学方法に大きな変化をもたらす施策は、児童の保護者に大きな混乱をもたらすと考えられるため、当面は現在の通学方法を維持してまいりたいと考えております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

そうですね、確かに併合になってから、10校から5校に再編されたのが平成23年でした。私は、この併合したところが全てマイクロバスで行くのかなと思ったんですけども、しかしあるときに、那珂西の坂下のほうの人たちが、バス代は自分で出しているんだというようなことを、ちょっと小耳に挟んだんですね。そういうようなときにちょっと感じたことがありましたので、私、質問に至りました。

一つ一つ理由をつけて、切り捨てていくんではないのでしょうか。保護者に許可をもらっていると申しますが、補助を出さなければ承認せざるを得ないから、保護者の方にですね、仕方なしに許可したのではないのでしょうか。親だから保護者は送迎をやるんですよね。しかし、親だからやって当たり前だと町は思っているのではないのでしょうか。親に寄りかかっているのではないかなど、町はこれでいいのでしょうかというところです。

今、教育長の答弁では、確かにバス通学ができないところは徒歩で歩いている子供たちがいるので、そこで不公平になってしまうからというような答弁をいただきました。しかしこれについては、これは保護者は許可を得る得ない以前の問題だと思うんです。そうしなければ自分の子供が学校に行かなくなってしまうんですから。そういうことを感じませんか。家庭の方針はいろいろありますけれども、一人一人検証できませんけれども、補助が出ない、スクールバスがないを前提に考慮せざるを得ない状況にあるのではないのでしょうか。町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 藤咲議員のおっしゃること、私も理解するところ多くございます。と同時に、桂小学校の児童、沢山小学校の児童、遠く御前山地区、いわゆる岩船地区の子供たちを、頑張っているんだから我慢しろというような、そういう切り捨てるつもりで言っているわけではございません。令和2年度をもってスクールバス運行補助期間が終了し、一般財源の持ち出しも増える、そういうことから、町内全体の通学方法についても今後慎重に対応すべき検討課題であると考えております。つまり、23年度に統廃合した際に、非常になかなか自分の地元の学校がなくなるということに抵抗を……つまり、23年度の統廃合の際に、そのスクールバスについて非常にけんけんごうごうと保護者との話し合いがなされたと聞いております。そこで、落としどころとして2キロという範囲の中でスクールバスを出すというところに落ちついたというように聞いております。ただ、その中で、同じ2キロであっても、じゃ無条件でそのなくなってしまう学区の子供たちはスクールバスを利用できると。ただ、じゃ従来の学校でもともと歩いて通っていた子供たちは、2キロ以上あってもその恩恵にあずかれないと、これも不平等差ということ、そういうことも含めて、いろんな問題が生じている部分があると思います。

また私としては、中学校で教頭、校長をやらせていただいている間に、その校長のときも、スクールバスで朝晩登下校全てバス、休日は保護者の車でいろんなところに必ず車となると、本当に体力とか健康面で肥満的な子が多い感じがしました。中学校に来て部活を一生懸命やることによって、それが非常にスリムになった、非常に健康的な体、大分肥満的なことが解消されると。やみくもに全てスクールバスを用意して、乗せて行き帰りやることがいいのかどうかということも、私は一つの課題であるとは思っていますね。

今申し上げましたように、いろんなその保護者としては既得権を当然守りたいと思って、

今まで乗ってきたんですから、それを歩きにされるというようなことは猛反対もあるとは思いますが。ただ、先ほど申し上げましたように、もう10年以上たてば当然この補助も切れるわけですが、そういう中で矛盾が生じているようなケースも含めて検討していく必要は大いにあるのではないかと考えております。つまり、何度も言いますが、ただ閉校になった学区の子供たちだから全てスクールバスの恩恵を受けられる、そうでない子供たちは例えば例にとりますと、沢山の御前山のほうの子も4キロあります。錫高野の岩船地区の奥のほうもあるんですけれども、そういうことも含めて、やはりこれは検討する必要もあるのではないかと私は感じております。それをピンポイントで宝幢院坂下の4名云々ということもわかりますけれども、今の段階では本当に、金額のことを申し上げると申しわけありませんけれども、1日140円、片道ですね。月の定期にしますと、半額ですから3,000円程度なんです。本当に差別であって、その坂下の子供たちへの差別とか、生活に困窮するほどの金額ではないと私は思うんですね。もちろん保護者の皆さんも納得の上でバスで通わせているということだと私は認識しております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

確かに、今、最後に言われました140円で3,000円で、生活に困窮する状況ではないということもおっしゃられました。さらに、もう10年たっているので検討もしなければならぬということもお聞きいたしました。お受けいたします。しかし私は、この矛盾を十何年間もほうっておいたということが行政側に疑問を持つところでございます。2キロ以上の児童というのはスクールバスで通学が保障されています。片や、合併していないからといって、3～4キロ以上の児童でも路線バスで運賃を払っての補助なしの有料通学では不公平に当たるのではないのでしょうか。

ちなみに、西田川の子供たちが石塚小学校までバスに乗っているの、何キロぐらいあるのかなと思って見ましたら、3.7キロありました。やっぱりそこところは歩いてこられるところではないんですね。確かに、距離的な問題ではないと言われるかもしれませんが、そういうことではなく、ちょっとやっぱり2キロ以上の児童がスクールバスで、そこら辺は併合の問題も絡んでいるので、それはそれでというようなところもあるのかと思いますけれども、ただちょっと答弁の中で、肥満的な子供が多いと、健康的なもので、その歩く子供が少なくなると健康的な子供にならなくなってしまうというようなこと、肥満的な子供が多くなるというのはちょっと考え直していただきたいなど、私思います。なぜかと言えば、それは朝晩の交通がスクールバスで行っているから肥満になった、スクールバスに乗っているから健康的じゃなくなったという考えはやめてほしいと思います。それは個人的な子供の条件であって、スクールバスがあるから肥満になった、ないから健康的だとか、そういうことではちょっと筋違いな答弁ではなかったかなと、私思っています。

す。そこはちょっと考え直していただければと思います。

それから、保護者の負担なんですけれども、先ほど3,000円ということで、生活に影響はないというようなことをおっしゃられましたけれども、確かに、そのバス代で3,000円だけならば負担はないかもしれません。しかし、子育てをするのには、バス代だけでは済みません。さまざまな生活に負担がかかってくるわけです。もしその子供が2人、3人いれば2人、3人の子供たちの倍になって、3人いれば3,000円だったら9,000円になりますね。そういうようなことも考えながらやっていただきたいなと思っているんですけれども、保護者の負担というのは非常に大きな問題ではないかと思っております。子供を学校に通わせるためにやむなく負担しているんだと思います。やむなく自動車を送迎しているんだと思います。それができない人は、やむなく路線バスで通学させているんですよ。保護者は追い詰められているのをお気づきですか。この保護者たちの思いを町が放置できるのでしょうか。保護者を追い詰めているのは町なんじゃないんですか。この自覚を町は持っているのでしょうか。ただ単にバス代を負担しているのかいなかだけの問題ではないと思います。お父さんお母さんに対する精神的負担、肉体的負担についても不平等な状況になっているのではないのでしょうか。そのことを自覚すべきだと私は思っております。通学というのは毎日のことで、本当に毎日毎日仕事をしながら子供さんを送り迎えしなければならないお母さんたちの気持ち、保護者の負担を考えたときに、どのように思われますか。そのことをちょっと少し議論したいと思っておりますので、答弁をお願いいたします。

○議長（小坏 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） すみません、先ほど、藤咲議員の私がスクールバスイコール肥満だというように解釈されたとすれば、そこは撤回しておわびしたいと思います。運動不足等について、どうしても肥満傾向にあると、そういうことなので、私も、あるいは私の子供たちも結構長い距離でした、池の内団地から。でも、日々の毎日のそのウォーキングというのは非常に体にいいというのはどなたもご存じかと思うんですが、そういう何気ない毎日の繰り返し、登下校の中で体力というのは維持増進されるものだと思う、そういう部分が大きいと私は感じておったものですから、今議員おっしゃられましたように、スクールバスイコール肥満のもとだというように解釈をされたとすれば撤回いたします。大変申しわけありません。

その4キロということで、さあ2キロということなんですけれども、これは一つ、国の指針では、国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号では、通学距離について、小学校にあってはおおむね4キロ、中学校では6キロという、そういう指針がございます。それに比較しますと、2キロという落としどころは私は短いのではないかという感じも抱いております。それも含めて、もう10年になるということですので、先ほど何度も申し上げておりますが、その経済的に云々と、また私の思い上がったような表現かもしれませんが、

3,000円ぐらいどうってことないだろうというふうにとられたら大変失礼ですけども、つまり、単にその閉校、廃校になってしまったところは無条件でと、それよりも遠いところに来る子供たちも歩いている現状もある、そういう課題も実質存在するわけですのでね、そういうことも含めて慎重に検討していく課題であると思っておりますので、軽々に那珂西が4人の子供たちに早急に即補助金を出すということとはちょっと一緒にできないことかと、私はそう考えます。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

今、ここで本当にそのお母さん方がどういう思いをして子供さんたちを育てていくのか、私は私の考えでしか見ることはできません。しかし、教育長は教育長なりの考え方の育て方もあるでしょう。10人いれば10人、100人いれば100人の子育てがあるわけですね。そんな中で、どういうことが一番本当にいいのかというようなことを考えていただきたいなと思っております。4キロ、確かに、その6キロというのは、私も昔、小学校では6キロの学校に通った、小学校を通った覚えがあります。ですので、それはわかります。しかし今、昔は守られていました、周りの人たちに。本当に安全で伸び伸びと育てられたんじゃないかと思っております。しかし、最近は2キロであっても、玄関が目の前であっても危険な状態というのは、それはあります。ですので、その2キロとか4キロとかというキロ数の問題ではないというようなことは私も認識しなければならないとは思っておりますけれども、ただ、併合になったから2キロ以上の子供はスクールバスだよ、しかし併合にならない学校は3.5キロ以上、4キロ以上でもそのままバスの負担も町の負担も何もなく保護者の負担で最後まで終わってしまうよ、6年間通わせるんだよというような、そういうその姿勢自体がもう少しもっと何か別な方法で子供たちを支援するなり何なりできないんでしょかと、私はそういうふうに思っております。

確かに、金額的なことは申し上げたくはないんですけども、一部補助するとか、もしくはお母さん方に負担を強いられているような、そういう何か考えてほしいなと私は思っているんです。なぜかというと、人間ていいときばかりじゃないですよ。毎日毎日子供さんを通学、登下校で送り迎えしなければならないような、そういう思いをしたときに、私、小学校の子供を毎日毎日自分の仕事も抱えながら本当に平常心で育てられるんだろうかというような、そういうこともあるんですね。町で少し何かの形で補助があれば、少し町でも私たちのことを見てくれているんだなという思いって出てくるんじゃないかと思うんですね。ですので、全く併合じゃないんだから3キロだろうと4キロだろうと、そこから住んでいるんだから通ってきなさいよ、それがあなたたちの使命なんだからという物の見方はしてほしくない。特に子供についてはですよ。大人だったら、1時間かかろうと、2時間かかろうと、頑張って通いなさいと言われたら、朝早く起きて、寝る時間も惜

しんで来るでしょうけれども、そういうことではなく、要するに、そういう3キロ、4キロの子供に対してもしっかりと目を向けてほしいなと私は思っているということなんです。保護者任せにせず、1人の児童であっても安全に通学できるよう、保護者の負担がないようにするため町として努力していただきたいなという、何らかの措置が必要なんではないだろうかという質問、要望というか、議論になってしまいましたけれども、もう一度答弁ありましたら考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小唄 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。
教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 本当に平行線になってしまうかもしれませんが、町内全体の通学方法についても今後慎重に対応すべき検討課題ということで考えております。ただ、藤咲議員おっしゃるように、そのおっしゃることの中で、防犯上の部分と別だと思えます。先ほどおっしゃいましたように、玄関先でも襲われるような、そういう危険性のあるというのは昨今のこの防犯事情かと思えますので、距離で、そういう点については例えば見守り隊ですとか、そういう部分のまた別な観点からの話になると思えますね。要するに、通学の方法ということではここで軽々に、いろんな複合的な課題とか直面する部分が出てきますので、それについて今後の検討課題ということでご理解いただければと思います。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲英美子君。

〔4番藤咲英美子君登壇〕

○4番（藤咲英美子君） ありがとうございます。

私も防犯のほうまでちょっと話をしてしまったものですから、ちょっと話が違って、ちょっと別な方向に行ったかなと思っていますけれども、しかしこれは全てにかかるものだと思っております。防犯上もこれ一つの問題でもあるし、とにかくその公平性を持った形で、何とかその保護者負担を少しでも何らかの形でアドバイスなり何なり、もう少し何か考えていただけるような対策をとっていただければ、私はうれしいなと思っております。

これ以上言ってもちょっと酷かなと思いますけれども、私が最後に言いたいことは、とにかく公平性をもって、2キロ以内の子供たちがスクールバスで、片や3キロ、4キロの子供たちが徒歩で行かなければならない。その徒歩で行くにはきついで、保護者が負担しなければならぬ、その保護者の負担、追い詰められている保護者に対して何らかの形をあらわしてほしいと、そういう思いでいっぱいです。ですので、そのところを何かの形で本当に検討していただければいいかなと、私は専門家ではありませんので、余り深いところはよくわかりませんので、どうこうしてほしいとか、ああしてほしいとかということではないんです。でもやっぱり私の思いというのは、不公平がなく公平性を持った子供たちをきちんと見守っていてほしいというところに重きを置いて、質問に至りました。

以上です。ありがとうございました。

これで藤咲の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 以上で4番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第5号、10番阿久津則男君の発言を一問一答式により許可いたします。

10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 10番阿久津でございます。

通告による一問一答式にて質問をいたします。

まず、七会・大網地区のペット霊園のその後についてをお伺いいたします。

これは6月の議会で三村議員が一般質問をし、順調に解決に向かったと聞いております。その中でも今後の対応はという質問に対し町長は、平成31年1月の期間終了後も町の条例に反する建設残土を持ち込み続けていたので、事業停止命令書を出したと。そして、同年2月12日、全量撤去措置命令書を出しましたと答弁しておりますが、そこでお伺いいたします。ペーハー12.8のアルカリ性を含む不法投棄をされた残土の量はどのくらいだったのかをお伺いいたします。

2つ目といたしまして、建設残土の全量撤去措置命令書を出したその後は撤去されたのかどうかをお伺いいたします。

3つ目といたしまして、その後のペーハーなどの検査は行ったのかどうか。

4つ目といたしまして、大網地区の井戸水の検査は行ったのかどうかをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、10番阿久津議員のご質問に回答させていただきます。

4つ質問をいただいております。4点について回答させていただきます。順番はちょっと前後しますが、4つの内容は入っております。

当事業については、平成31年2月25日付、埋め立て事業に用いた土砂等の全量撤去措置命令書を通知したところであります。その後、事業者より撤去計画書が令和元年7月17日に提出されました。撤去完了立会検査を令和元年8月9日に実施し、現場確認及び土質検査サンプル採取を事業主等立ち会いにて行いました。

不法投棄された残土の量は1,440立米でありました。

その後としましては、令和元年7月17日付で提出された撤去計画書のとおり撤去されましたので、確認立会検査を令和元年8月9日に実施して、その際採取したサンプルで土質検査を実施した結果、ペーハー値は許可基準値9.0以下に対し6.5でしたので、異常なしということになりました。

あわせて、水質検査についても、町の井戸水検査に合わせて、大網地区の協力を得て井

戸水と河川の水質検査を実施しました。結果については、異常なしでした。

以上の結果をもとに、事業完了となる予定でした。しかし、9月に入り現場に新たな動きがあり、今後の対応について法的な側面も含め検討中であります。

○議長（小坪 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 不法投棄された残土の量は1,440立方で、それを撤去したというような報告であります。この撤去した量を確認されたのかどうかですね、その辺をちょっとお伺いしたい。

また、けさも私も現場を見に行ってきましたが、何か朝早く6時のころからダンプが40台くらい県道のほうに待機していて、5台くらい順繰り順繰り運んでいたという話を聞いたものですから、私も8時半のころか行ってみましたが、そのときにはダンプがほとんど道路にはありませんでした。地元の方が110番をして、県警のほうに来ていただいて対処したというようなお話も聞いておりますし、また、8時過ぎまでそのダンプがずっと並んでいたということで、小学生のスクールバスにも影響が出て、そこでUターンできなくなり、その奥まで行ってUターンしたというようなお話も聞いていますし、また、中学生が利用する茨交のバスもそこでUターンできなかったというようなお話も聞いてきました。

このように、本当に大網地区全体に、いろいろ城里全体に、教育のほうにも迷惑がかかるというような、簡単に言えば不法投棄だと思います。それが今月、9月になってから新たに始まったということで、この後簡潔にちょっと質問を入れますので、それに対して答弁をお願いしたいと思います。

9月に入って、ペット霊園と称して事業を行っているのは同じ業者なのかどうか。

また、町の条例に違反していないのかどうかですね。

また、その残土、不法的な残土だと思いますが、その残土はどこから運んでいるのか。

また、ビーラインは一応町道になりますが、この大型車の通行どめなどはできないものかどうか。

さらには、この大型車の重量がどう見てもオーバーしていると思うんですが、警察のほうにこの重量の交通取り締まり、こういったものを要望できないのかどうかですね。

また、相手立ち会いのもと、この土壌の検査を早急にできないか、早急にしてほしいと思います。

また、大網地区で自家水道、井戸水ですね、井戸水を100%利用している、そして、町の水道には加入していないという人も恐らく数件あると思います。今回の件で自家水、井戸水が不安になり、町の水道に加入したいと、そういった要望があったときですね、徳蔵、赤沢方面、大網を含めてですけれども、10年くらい前水道工事をやったと思うんですが、当時の自己負担でその水道に加入できないかどうか。

また、井戸水の検査も今すぐやれとは言いませんが、落ちついたときにはぜひともその

大網地区の民家の井戸水ですか、新たにやり直してほしいと思いますけれども、その辺も答弁をお願いしたいと思います。

また、先日、三村議員の質問の中で町長が答弁の中で、森林譲与税ですか、今年度から国のほうから入ってくると思うんですが、それを活用して対応したいと町長は答弁したんですが、そういったものが活用ができるのかどうか、可能なのかどうかお伺いしたい。

またあわせて、今の段階で町長のほうで報告できることがあれば、まとめて答弁してほしいと思います。

一応、以上、いっぱいありますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き、ご質問に回答させていただきます。

この大網の残土の問題につきましては、多方面に大きな不安や懸念を及ぼしているということで、私としても憂慮しているところでございます。一度、撤去命令等毅然たる法的措置をとって、一度は撤去したのですが、再び同じような措置をしばらくしたら繰り返すということで、非常にあってはならないことだというふうに思っております。

さて、質問の中で、多岐にわたる質問をいただきましたが、9月6日に現地立入調査を実施いたしました。9月に入ってから動きですので、9月6日に現地立入調査をしましてきょう10日ですので、大変申しわけないんですが、その6日の立入調査の詳細については、現在精査中でありまして。今後の対応についてもあわせて現在協議中というところでございます。法的な側面についても今協議しているところでございます。

ビーラインにつきましては、常陸大宮市と笠間市をつなぐ広域農道として整備されております。城里町の住民だけが通るということではなくて、常陸大宮市と笠間市を結ぶ広域農道の一部として城里町内を走っておりますので、城里町のみで判断で大型車通行どめというのが難しいのかなというふうに考えております。大宮市さん、笠間市さんまでのことも同意等が必要ではないかというふうに思われます。

交通の取り締まり、スクールバスの邪魔等になっているということですので、そういったことについては警察に通報等して協議してまいります。

井戸水検査、井戸水使用世帯は約20戸が該当します。町では井戸水検査を実施しておりますが、井戸水の水質に不安があれば、町の水道に加入していただきたいと考えております。その自己負担金のあり方については、ちょっと急なことですので、今後の検討課題とさせていただきますというふうに思います。

森林譲与税の活用ということですが、森林譲与税はこのたび新しく創設されまして、今回、基金の設置条例も出されておりますが、各自治体の人口及び森林面積に基づいて特定財源として町に用途を制限されまして、森林整備関係にのみ使えるという、用途を制限されまして入ってくる財源ですので、特定財源をもって特定支出に充てるという基金の趣旨

から今回基金条例を設置したものでありますが、その森林譲与税が使えるのは森林整備に関係することです。森林、林道が整備されたり、森林経営のプラスになるような事業が行われることで山をお持ちの方がこういった今回のことが行えるような、余り社会的に迷惑をかけるような事業者が土地が売られることを間接的に防止する効果があるんじゃないかというふうに思っておりますが、今回の残土の処理そのものに森林譲与税が使えるかどうかというのは今後検討しなければならない。ちょっと森林譲与税の趣旨からすると、残土関係に使うというのは森林譲与税の趣旨からすると難しいような印象も持っております。

今後も区長及び自治長の皆様方と相談しながら、地元住民への現状報告、もちろん議会への報告等も行っていきたいと思っておりますので、町としても、条例や法令等を照らして毅然たる対応をとっていきたいと考えております。

〔発言する者あり〕

○議長（小唄 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 10番阿久津議員のご質問にお答えします。

先ほどの町長の答弁の中でもありましたが、交通規制に関しましては警察関係と、過積載の関係も警察関係に協議してまいります。

以上です。

○議長（小唄 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 一つ一つ答弁ありがとうございました。

今、9月6日に立入したばかりなので法的な措置などを含め精査中だということで、細かい話はできないのかもしれませんが、やはりこれもっと本当は真剣に取り組んでほしいなという気はしております。

これ、先ほど、同じ業者が運んでいるの。

○議長（小唄 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 以前の事業に関しましては完了したということになっていて、この間の9月6日の立入調査の中では別事業という形になっております。

聞き取りの中では、一応別です。

以上です。

〔発言する者あり〕

○町民課長（雨宮忠芳君） はい。

○10番（阿久津則男君） そうすると、前の株式会社ライズではないということではない

んですよ。

○町民課長（雨宮忠芳君） はい。ライズを離れた個人ということで聞き取りしています。

○10番（阿久津則男君） ライズを離れた個人。例えばその場合、ライズさんが申請書を最初出したのを、その後個人がやっていいのかどうかということですよ。そこで既にもう条例違反だとは思いますが、当然条例違反であるのになぜそこでとめられないのかというのが普通に考えて疑問があるんですが、全てが疑問なんですけれども、警察も来ているし、かなり重量オーバーしているのを警察も目の前で見ているととめることができない。何のための警察なんだと言いたくなっちゃうんですが、それをとめられないんですから、我々は絶対とめられないですよ。

本当にしっかりしてもらいたいんですが、ビーフラインも笠間と大宮に相談しないとだめだということで、それはわかるのはわかるんですけども、ただ、ビーフラインもこういう場合ですから、勝見沢なんかにしても新しく町道を直して大型車が入れないようにしたとか、その123号線の手這い坂なんかも大型車がもう入れないようにしたり、ケース・バイ・ケースでやっていると思うんですね。ですから、これほど不法投棄みたいなのを毎日毎日、恐らくけさ40台というんですから、もう今ごろは100台超えているかもしれませんよ、きょうは。ですから、本当に真剣に考えてもらわないと困ると。

町長も、6月の三村議員の質問の最後のほうですね、町外からの土砂を持ち込ませないように指導を徹底するというのを町長は答弁しているんですよ。これは6月の議会ですから、それから二、三カ月どういう徹底をしたのかと。徹底していれば、二度と町外からの残土は運ばせないというようなことを答弁していたんですから何をしていたのかと聞きたくてしまうんですが、一応、その辺を答弁をお願いしたいと思うんですが、それと、どちらにしても、けさも茨城新聞を見ますと、千代田村でしたか、八千代でしたっけ。産廃を捨てて5人ぐらい逮捕されたのが載っております。本当にあちこちでこういうことが起きていますから、この城里町でも本当に他町村の模範になるように対処していただきたいと思うわけでございます。

始まったばかりなんで今のところどうすることもできないのかもしれませんが、私も、今回は本当は終結に向かっていくということで、その報告を大網地区の皆様方に自治会開いてこの結果を報告していただきたかったですよ。最終的には1年後くらいに井戸水を検査して、異常ありませんでしたら解決するのかなと思って質問を入れたんですが、今月になってこういうふうにもた運ばれているというようなことで、何を聞いていいのか本当正直言ってわからないんですが、今の段階で気がついたことを質問しているわけでございます。

その中で、一番肝心なことなんですが、このペット霊園の入り口の閉鎖、これはなぜできないのかちょっとお伺いしたいと思います。

あと、さっき言ったもんを一緒に答弁お願いします。

○議長（小坏 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。
町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に引き続き回答させていただきたいと思えます。
法令、条例にのっとって毅然たる対応をとっていきたいというふうに考えておりますが、そういった行政として命令等を発出するためには、必要な違反の根拠というのをきちんとそろえることができないと行政としてはそういった命令とか罰則に踏み切ることができないということですので、今、9月6日に立入検査をいたしまして、法令、条例等の違反があれば、また毅然たる態度をとっていきたいというふうに考えております。なかなかそのもっとスピーディーにということでお気持ちは本当によく察しますし、私も1日も早く何とかしたいというふうに思うんですが、行政である以上、踏むべき必要な手続がございまして、現在、そういった観点で精査中ということでございます。申しわけございません。

〔発言する者あり〕

○議長（小坏 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 阿久津議員の質問にお答えします。

個人の土地の出入り口ですので、その辺も一応土地への出入り口になっていますので、閉鎖という点ではその地主の了解が必要になります。その辺で今現在協議・精査中であり
ます。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 確かに、いろいろなお互いにこちらも弁護士を立てているんでしょうけれども、相手も当然弁護士がいると思えます。ですからスムーズに行かないのは当然わかりますが、ただ、本当に素人から見てこんなことがあっていいのかと言いたいくらいでございます。今のところ、弁護士とか、あるいは茨城県、あるいは茨城県警ですか、そういうところと密に連絡はとっているんだとは思いますが、一刻も早く解決するように導いていただきたいと思えます。どちらにしましても今月始まったばかりの問題ですから、また誰かが12月の議会でも質問を入れると思うので、それまでには解決できるように進めていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移りたいと思えます。小勝のお試し住宅についてをお伺いいたします。

平成28年度に整備され、29年、30年と2年が経過いたしました、現在までの実績状況をお伺いいたします。

2つ目といたしまして、他の市町村でもお試し住宅がありますけれども、その状況をお

伺いたします。

3つ目といたしまして、小勝のお試し住宅の維持管理費は幾らかかっているのかをお伺いたします。

また、4つ目といたしまして、このお試し住宅の今後の方向性、方針をお伺いたします。よろしくどうぞ。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、引き続き阿久津議員への質問に対し回答をさせていただきたいというふうに思います。

お試し住宅に関するご質問でございました。

城里町のお試し住宅は、平成29年度より運用を開始しました。実績としましては、29年度3組7名の利用、30年度2組8名の方に利用いただきました。

県内市町村でも同様の取り組みが増えてきており、競合するような状況も発生したことから、運用実績を踏まえ料金を下げ、手続を簡素化し、長期利用を可能にする等の改正を行いました。本年度に入り5組11名の利用をいただいております、長期利用の照会もいただいている状況であります。

他市町村の状況ですが、県内でお試し住宅を運用している団体は、当町以外で12団体ございます。国の政策のほうで各地につくられることが推奨されております。実績にはばらつきがございますが、そのうち3市町村では利用者が移住する結果につながったとのこと。ほかの9市町村では移住まではつながっていませんが、町への再訪やイベントのほうへ参加する等の効果が出ていると伺っております。

年間維持費ですが、光熱費が8万円、それから、浄化槽や除草の委託などで5万円、合わせて年間で13万円ほどの維持管理費が発生をしております。

本事業は、利用いただくことで町を知ってもらい、関心を高め、移住につなげるという目的を持っております。現在利用実績も向上してきており、問い合わせが増える等町への関心も高まってきているところですので、引き続きPRを進めながら現状の取り組みを続けていきたいと考えております。

○議長（小唄 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 実績ですけれども、金額にすると2万円、2万円というお話を聞いております。今年は5組で11名ということですが、他の市町村でも12団体で3団体が移住しているという実績があるということですが、この維持管理費13万円とはいうものの、年間の収入が今言いましたように2万円しかなかったということになります。このお試し住宅は、総工費約1,200万円をかけて、国の地方創生加速化交付金ということで100%国が持ってくれたわけではございますが、年間の収入が2万円ということ

では、単純に計算すれば、600年かかって元をとるといような計算になってしまいますから、ただしその間城里町に移住してくれる実績があれば、それはそれでいいと思います。せめて5年間くらいのうちにはこの城里町に移住する実績をつくってほしいと願っております。そのためにはいろいろ努力が必要だと思いますが、今回料金改正で多少増えたとはいっても、まだまだだと思います。その点について、もう一度町長にその思いをお伺いしたいと思います。

また、今後の方向性ということでは、利用状況が安くなったから改善しているということではありますけれども、1点気がついたのは、この新しい利用税がホームページを見たら載っておりました。載っておりましたけれども、2018年12月13日に掲載した古い料金体制、これも載っているんですよ。これはまちづくり戦略課だけじゃなくて、ほかのホームページも意外と古いのが載っているんですよ。そういった古いのを開いてしまいますと古い料金を見えてしまいますから、恐らくこれは向こう、ホロルはよくあれで、ふれあいの里なんかも前見たとき、古い料金体制が載っていたことがありました。そういった点では削除してほしいと思います。

また、今回の料金改正で、1年間、長期で借りる人がいるというような今答弁ありましたけれども、1年間借りても、1カ月借りても、前納、前払いなんですよ、この規約では。条例では。ですからこの1年間借りた場合、前払いというのはちょっと厳しいのかなという感じを持ったもんですから、その点見直しができないのかどうかですね。せめて2カ月とか3カ月ならいいのかなとは思いますが。

また、これはほかの市町村も私のぞいてみたんですが、ホームページを。そうしますと、城里町は非常に安いですよ。1カ月借りる場合、最初の5日間で2,000円なんですよ。残り25日が1日500円ですので、1万2,500円なんですよ。ですから、1カ月合わせて1万2,500円と2,000円を足しますから1万4,500円です。しかも、ガス、水道料、光熱費は無料ですから、こんなうらやましいのいいですよ、ほかから見れば。これで実績が上がらなかつたら本当に小勝の場所が悪かったのかどうかわかりませんが、本当に考え直さなくちゃならないと思いますよ。

議会でも利用者が少ないということでこの安い利用料金を認めたわけでございますから、当然議会にも責任はありますけれども、ただこういった意味で、これを利用者がいればいいんですが、万が一利用者がなくなった場合、なくなったというか、少なくなった場合、そういった場合、あるいはその移住の実績がなかった場合、そういった場合は補助金の返還があるのかどうか、これをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

さまざまな質問をいただきましたが、まず、補助金の返還についてはございません。お

お試し住宅は地方創生加速化交付金により整備しております。地方創生関係補助金は、その後、成果、状況について、有識者会議での検証や検証結果を踏まえた改善が求められており、利用率の低迷、成果未達よりも、達成するためにどのような手法、努力をするかが問われております。用途そのものが変更になれば補助金の返還も視野に入りますが、利用状況の低迷を理由にした補助金の返還は、現時点でございません。

それから、利用料金が安いということですが、1カ月以上借りる場合は水道光熱費は別途本人負担に切りかわりますので、長期利用の場合、1カ月以上の利用の場合、水道光熱費等は利用者負担に切りかわりますので、そういう意味では、長期利用をしていただいたほうが町としても、水道料金、光熱費等が利用者負担に切りかわるので、ぜひ長期利用を促進していきたいというふうにも思っております。

また、今年からアンケートをきちっと利用者にとるようになっておりまして、5組の利用をいただいておりますが、ゴールデンウィークに5日間ずつ2組、夏休みにこれもまた5日間以上の利用者が3組ということで、ゴールデンウィークと夏休みは高いそれなりの稼働率となりましたが、アンケートの結果を見ますと、ほとんど全ての方が大変いい町だというふうに好印象を抱いてくださっております。また、お試し住宅居住期間中、どのような場所へ行きましたかというような回答に関しましては、例えば山桜には全員が行っております。道の駅かつら、山桜、ホロルの湯などにその5日間、長い人は5日以上滞在していますが、町内の見どころのスポットに必ず行っているようです。また、ゴルフ場を利用したという回答もございました。

そういった観点から見ますと、お試し住宅の利用によって支払った利用料は数千円かもしれませんが、その5日間の間に町内の主たる観光スポット等は皆さんめぐっていらっしゃるようで、恐らく5日間で、推察になりますが、利用料金の数倍の消費活動を各観光スポットで行っているものと思われしますので、利用料イコールお試し住宅の成果ということではなくて、その数倍の効果があるというふうに解釈していただけるとありがたいというふうに思っております。

観光地めぐりも大事なことですが、一方で、アンケートの結果、多くの方がスーパーマーケットまで遠いというようなアンケートでの回答もいただいております。身近な食材の買う場所を小勝のお試し住宅の近くに必要であるというようなことを再認識いたしまして、こういった利用者の声というのはまちづくりの参考にもつながる貴重な情報ともなるのかなというふうに思っております。

最終的に移住を決断していただくにはやはり長期利用が必要ではないかというふうに思っております。城里町の地域おこし協力隊の皆さん方も、3年の任期を終えて多くの方が城里町への移住を決断されて、退任後も町内に居住を続けておりますが、1週間や2週間の利用ではここに一生住もうというふうには、なかなかそういった決断までは至らないと思いますので、今回の制度の変更をきっかけに、1カ月とか半年間とかですね、それぐら

いの長期利用をしていただいて、その上で、都会のお家を引き払ってこちらに住んでくれるような方があらわれれば、これ以上ないというふうに考えております。今後もしっかりとPRをしてまいりたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） PRという点では、一応今後の方向性でしょうけれども、執行部に聞いたところ、ホームページだけでPRしているということ、当然利用できるのは町外者のみということだからホームページだけでPRしているのかもしれませんが、私はまずは町民に知ってもらうことだと思うんですよ。恐らくほとんどの町民がこのお試し住宅がこんな安い料金でやっているというのは知らないと思います。ですからぜひとも町民にまずわかってもらうようにPRしてほしいと思うんですよ。町民が外に出ている親戚でも、あるいは自分ちの子供でも、そういうのに知らせて、利用していただいて、またここに戻ってきていただければ、それはそれでいいんだと思います。ただ、コンビニもないところですからなかなか若い人が来てくれるというわけにはいかないかもしれませんが、どちらにしましても利用者が多少増えているということであれば、いいことだと思います。そのまず町民にPRできるかどうか、これをお伺いしたいのと、この利用した場合、その部屋のクリーニングというんですか、掃除というんですか、こういったものは業者に頼んでいるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

また、町長のほうから今アンケートの話が出ましたが、そのアンケートの中に、私も見せてもらったんですが、利用した感想に丸を囲んでくださいという欄があるんですね。町民課にはちょっと聞いたら、その結果、どういう結果になっているか、その利用した感想に丸を囲んでくださいと幾つかあったんですが、その結果がどうなっているのかと、あと、知人にこのお試し住宅を勧めたいと思いますかという欄もあったんですね、そのアンケートの中に。その結果をちょっと知りたいもんですから。またその結果を見て、まだ数は少ないのかもしれませんが、執行部として改善点など気がついた点があれば、お願いしたいと思います。

以上でとりあえずお願いします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き、小勝のお試し住宅について回答させていただきます。

先ほどちょっと答弁漏れが1点ありまして、前払い料金の件で答弁漏れがございました。料金前払いなのですが、1カ月ごとの前払いということになっていただいておりますので、3カ月利用する場合は、月初に3回前払いでいただくということで行っております。おっしゃるとおりちょっとわかりにくい表現になっているので、ホームページの表現等ちょっと見直して、1カ月ごとの前払いですよというのがわかるようにしておきたいというふうに

思います。

それから、町民向けのPRということで、おっしゃるとおり、お盆とか、お正月とか、ゴールデンウィークなどですね、都会へ出ている若い人たちが実家に帰ってくるときにお試し住宅を1週間使ってみるとか、そういう使い方も確かにあり得ると思いますので、今までは城里町の外ばかりにPRしておりましたが、町民の方にも、親戚が帰ってくる時とか、そういうときにお試し住宅を使ってはどうですかというような、そういったPRの仕方をちょっとしてみようかというふうに、今貴重なアイデアをいただきましたので、ぜひそのようにしていきたいなというふうに思います。

クリーニングですが、基本的に掃除は利用者がきれいに掃除して返すことということになっておりまして、入居するときに部屋を見てもらいまして、退去するときに掃除がきちんと行われていることを職員が確認して、鍵を受け取って返すということになっております。多少マナーが悪くて掃除が足りない場合は、職員がその場で少し掃除を足すこともございますが、業者委託等ではなくて、あくまで利用者がきれいに掃除をして、その上で掃除ができていることを確認して、鍵の引き渡しを受けるという運用になっております。

アンケートについてもご質問がございました。利用した感想に丸を囲んでくださいということで利用者アンケートを今年からとるようになっております。お試し住宅に関するアンケートの中で、「とてもよかった」という感想が5件中5件、知人にお試し住宅を勧めたいと思いますかという質問に対しては、「ぜひ勧めたい」が4件、「勧めたい」が1件ということで、実際に使った方々の感想を聞きますと、とてもよかったと、いいところだと、ちょっとスーパーが遠いという指摘は自由記載にあったんですが、それを除くと、非常にいいところで快適な暮らしが5日間とか1週間できたということですので、こういった活動を続けていくとそのうち移住してくる人も出てくるのではないかとというふうに期待しているところです。

そのほか、アンケート結果の反省点としましては、観光情報だけではなく生活に必要なスーパーなどのお店の情報が欲しいと、あるいは、病院等の生活情報をもっと詳しくお知らせしてほしいというようなご意見がございまして、確かに、お試し住宅の利用者に観光パンフレット等を渡していたので、確かにみんな漏らさず城里町内の観光地めぐりはしてくれていたんですが、長期利用ということになると、その観光地めぐりよりもこういう身近なお店がここにあるよというような、そういった情報が欲しいということのようですので、そういった情報も今後の利用者に対しては提供していきたいというふうに考えております。

○議長（小坏 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） そうですね、お試し住宅があるということはやはり町民には当然知ってもらわなければならないと思いますので、町民に対してのPRをよろしくお願ひしたいと

思います。

あと、部屋のクリーニングは、利用した人、さらには、職員などで対応しているということで、私はそれでいいと思います。業者を頼むほどではないと思います。

また、アンケートの結果は、これが安かったせいもあるんでしょう、よかったというのが多かったということで、これが移住につながれば一番いいんでしょうけれども、ぜひとも5年以内にはお願いします。

それと、アンケートの中でちょっと今気がついたんですが、滞在中に訪れた城里町の場所ということでいろいろ載っていますけれども、この御前山とか鶏足山というのは、これは仮名を振っとかないと読めないと思います。ぜひ仮名を振っててください。

お試し住宅の利用者がどんどん増えていくことをよろしくお願い申し上げまして、一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 以上で10番阿久津則男君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（小唄 孝君） なお、あす11日は午前10時から再開し、8番河原井大介君の一般質問から入りますので、午前9時50分までに議員控室にご参集くださるようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時43分散会